

# 奈良市公報

号外第1号 平成31年3月規則

令和2年1月10日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務カシス課長  
制作 株式会社 明新社

## 目次

### 規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………1
- 奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………2
- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則……………4
- 奈良市公印規則の一部を改正する規則……………7
- 奈良市感染症対策委員会規則……………8
- 奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会規則……………9
- 奈良市障害者計画等策定委員会規則……………9
- 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………10
- 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………12
- 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………14
- 奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則……………15
- 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則……………19
- 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………21
- 奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則……………23
- 奈良市契約規則の一部を改正する規則……………24
- 奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………24
- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……………24
- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……………26
- 奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………32
- 給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則……………35
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………38
- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則……………40
- 奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則……………52
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………54
- 奈良市情報化推進に関する規則の一部を改正する規則……………55
- 奈良市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………56
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………57

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年3月15日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第7号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

第4条中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときには、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第16条第1項中「の各号」を削る。

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別記第19号様式及び第20号様式中「第26条」を「第27条」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成31年3月15日揭示済）

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

奈良市長 仲川 元庸

### 奈良市規則第8号

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定の前に次のように加える。

第2条の2第1項中「別記第1号様式」の次に「又は別記第1号様式の2」を加える。

第2条の3第1項中「定期駐車券（別記第2号様式）」を「定期券（別記第2号様式）又は定期駐車券（別記第2号様式の2）（以下これらを「定期駐車券」という。）」に改める。

第3条第1項中「別記第3号様式」の次に「又は別記第3号様式の2」を加える。

第5条第1項を改め、同条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第5条第1項の表を次のように改める。

回数券の種類	回数券の額	回数券の様式
100円券（100枚つづり）	9,000円	別記第4号様式又は第4号様式の2
200円券（100枚つづり）	18,000円	
300円券（100枚つづり）	27,000円	
700円券（100枚つづり）	63,000円	
1,200円券（100枚つづり）	108,000円	

第5条の次に次の1条を加える。

（利用料金の減免）

第5条の2 条例第4条第4項の規則で定める特別の理由は、次に掲げる者が自ら運転し、又は同乗する自動車を入庫させる場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者でその障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までであるもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者

2 条例第4条第4項による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を免除し、

又は減額する。

- (1) 最初の3時間 全額を免除
- (2) 3時間を超える分 半額を減額
- (3) 定期利用の場合 半額を減額

3 利用料金の免除又は減額を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を、自動車を出庫させる際（定期利用の場合にあっては、第2条の2第1項の市営駐車場定期利用申請書の提出の際）、指定管理者に提示しなければならない。第6条第3号の改正規定中「、」に」の次に「改め、〔昭和25年厚生省令第15号）を削り」を加える。

附則の次に別表を加える改正規定を次のように改める。

別記第1号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式を別記第1号様式の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。



## 第4号様式(第5条関係)

券コード:	↑	↑
	- /	まで有効
	サービス券	
	円券	
	次に	次に
駐車券	▷	サービス券 ▷
		料金が不足の時 現金でお支払い ください。
サービス券は、折ったり、曲げたり、濡らしたり、 磁気のあるものに近づけたりしないでください。		

附則第2項の前の見出し及び同項を削り、附則第3項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「旧回数券」を「この規則による改正前の奈良市営駐車場条例施行規則第5条第1項に規定する回数券(以下「旧回数券」という。)」に、「施行日」を「この規則の施行の日(以下「施行日」という。)」に、「市長」を「指定管理者」に、「旧回数券150円券は新回数券100円券と、旧回数券1,200円券は新回数券900円券と、旧回数券1,500円券は新回数券1,200円券と交換するものとし」を「交換を求める旧回数券の券面額の合計額は、交換しようとする新回数券の券面額の合計額を超えることはできず」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成31年3月25日掲示済)

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月25日

奈良市長 仲川 元 庸

## 奈良市規則第9号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第8条庁舎管理系の部分の第7号中「戸籍法」の次に「(昭和22年法律第224号)」を加える。

第20条総務管理系の部分の第1号中「(昭和22年法律第224号)」を削る。

第32条第1項保護第一係、保護第二係、保護第三係及び保護第四係の部分の第1号並びに第33条第1項保護第五係、保護第六係、保護第七係及び保護第八係の部分の第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第42条の2環境政策系の部分の第6号及び第52条審査

系の部分の第8号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

(奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「奈良市附属機関設置条例(昭和28年奈良市条例第24号)第2条」を「奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条」に改める。

- (1) 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則(昭和30年奈良市規則第11号)第1条
- (2) 奈良市表彰審査委員会規則(昭和33年奈良市規則第18号)第1条
- (3) 奈良市史編集審議会規則(昭和37年奈良市規則第2号)第1条
- (4) 奈良市消防賞じゆつ金等審査会規則(昭和42年奈良市規則第15号)第1条
- (5) 奈良市住居表示審議会規則(昭和40年奈良市規則第40号)第1条
- (6) 奈良市名誉市民審議委員会規則(昭和43年奈良市規則第32号)第1条
- (7) 奈良市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和60年奈良市規則第49号)第1条
- (8) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会規則(昭和63年奈良市規則第2号)第1条
- (9) 奈良市総合計画審議会規則(平成元年奈良市規則第12号)第1条
- (10) 奈良市景観審議会規則(平成2年奈良市規則第22号)第1条
- (11) 奈良市人権施策協議会規則(平成15年奈良市規則第50号)第1条

(奈良市特別職報酬等審議会規則の一部改正)

第3条 奈良市特別職報酬等審議会規則(昭和43年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第3条」に改める。

(奈良市食育推進会議規則の一部改正)

第4条 奈良市食育推進会議規則(平成27年奈良市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和27年奈良市条例第1号」を「平成27年奈良市条例第1号」に改める。

(奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則及び奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正)

第5条 次に掲げる規則の規定中「第28条第2項」を「第28条第3項」に改める。

- (1) 奈良市行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号)第4条第2号、第5条第2号及び第6条第2号

(2) 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年奈良市規則第98号)第4条第2号、第5条第2号及び第6条第2号

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則(平成10年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第7条 奈良市職員の育児休業等に関する規則(平成4年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の2(見出しを含む。)中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第4号ア(ウ)」に改める。

(奈良市職員互助会規則の一部改正)

第8条 奈良市職員互助会規則(昭和40年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「教育長の給与に関する条例」に、「奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例」を「奈良市公営企業管理者の給与に関する条例」に改める。

(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)

第9条 奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「、第12条」を削る。

(職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和27年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「奈良市専門委員設置規則(昭和62年奈良市規則第39号)」を「奈良市専門委員設置規則(平成27年奈良市規則第21号)」に改める。

(奈良市契約規則の一部改正)

第11条 奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

(奈良市住宅地区改良事業等に伴う分譲宅地の譲渡に関する規則の一部改正)

第12条 奈良市住宅地区改良事業等に伴う分譲宅地の譲渡に関する規則(昭和63年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

第13条 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9号中「法第328条の11第5項及び法第328条の12第4項」を「法第328条の11第6項及び法第328条の12第5項」に改め、同条第10号中「第48条の9の9第1項」を「第48条の9の10第1項」に改め、同条第11号中「第48条の9の10」を「第48条の9の11」に改め、同条第12号から第14号までの規定中「第48条の9の9第4項」を「第48条の9の10第4項」に改める。

第5条の3第1項中「第28条第7項」を「第28条第8項」に改める。

第12条第4号中「法第701条の12第5項及び法第701条の13第4項」を「法第701条の12第6項及び法第701条の13第5項」に改める。

別記第58号様式中「第48条の9の10」を「第48条の9の11」に改める。

(奈良市税減免規則の一部改正)

第14条 奈良市税減免規則(平成21年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第3条第1項第1号中「合計所得金額( )」の次に「法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得金額、」を加え、「法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」を「法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改める。

第4条第1項第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第8条第11号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

(奈良市社会福祉法施行細則の一部改正)

第15条 奈良市社会福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

第10条中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「別記第13号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「別記第14号様式」を「別記第13号様式」に

改め、同条を第14条とする。

第16条中「別記第15号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第15条とする。

第17条及び第18条を削り、第19条を第16条とする。

別記第8号様式を削る。

別記第9号様式中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第10号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第11号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第12号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第13号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第14号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第15号様式中「第16条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第16号様式及び別記第17号様式を削る。

(児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第16条 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

(奈良市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する規則の一部改正)

第17条 奈良市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する規則(平成20年奈良市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第115条の20第1項」を「第115条の22第1項」に改める。

第7条第5号中「第59条第3項」を「第59条第4項」に改める。

(老人福祉法に基づく福祉の措置に関する規則の一部改正)

第18条 老人福祉法に基づく福祉の措置に関する規則(昭和62年奈良市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第1条の6」を「第1条の7」に改める。

別記第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「第1条の6」を「第1条の7」に改める。

(老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第19条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和55年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則等の一部改正)

第20条 次に掲げる規則の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(1) 奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則(平成10年奈良市規則第43号)第5条第2項

(2) 奈良市生活管理指導短期宿泊事業実施規則(平成12年奈良市規則第29号)第8条第2項

(3) 奈良市墓地条例施行規則(昭和43年奈良市規則第64号)第8条第1項第1号

(4) 奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)第5条

(奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第21条 奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第7項」を「第9条第8項」に改める。

(奈良市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第22条 奈良市知的障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

第3条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

別記第1号様式中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

別記第2号様式中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

(奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部改正)

第23条 奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則(平成26年奈良市規則第61号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「第7条の12」を「第7条の11第1号」に改める。

(奈良市納骨堂条例施行規則の一部改正)

第24条 奈良市納骨堂条例施行規則(昭和43年奈良市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

第8条第1項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(奈良市住居表示に関する規則の一部改正)

第25条 奈良市住居表示に関する規則(昭和42年奈良市規

則第16号)の一部を次のように改正する。

「つけ 「つけて

別記第5号様式中 変更して を変更して に改める。  
廃止 」 廃止して」

(奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第26条 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則(平成25年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「読み替え」を「読替え」に改め、同項の表中「第4条第2項」を「条例第4条第2項」に改める。

(奈良市消費生活センター条例施行規則の一部改正)

第27条 奈良市消費生活センター条例施行規則(平成28年奈良市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

(奈良市道路監理員設置規則の一部改正)

第28条 奈良市道路監理員設置規則(昭和44年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第71条第5項」を「第71条第4項」に改める。

第2条第1項第1号中「若しくは第47条の3第2項」を「、第47条の4第2項若しくは第48条第1項若しくは第2項」に改め、同項第2号中「第47条の3第1項、第48条の6又は第48条の10」を「第47条の4第1項、第48条第4項、第48条の12又は第48条の16」に改め、同条第2項中「第71条第7項」を「第71条第6項」に改める。

(奈良市準用河川管理条例施行規則の一部改正)

第29条 奈良市準用河川管理条例施行規則(平成12年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第38条の2」を「第38条の4」に改める。

(奈良市建築基準法施行細則の一部改正)

第30条 奈良市建築基準法施行細則(平成元年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和42年奈良県条例第1号」を「昭和42年4月奈良県条例第1号」に改める。

(短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部改正)

第31条 短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則(昭和49年奈良市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までの規定中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

別記第1号様式中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第

16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第2号様式及び第3号様式中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

(奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第32条 奈良市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年奈良市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「第18条第16項」を「第18条第18項」に改める。

(奈良市空家等対策の推進に関する規則の一部改正)

第33条 奈良市空家等対策の推進に関する規則(平成28年奈良市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「第14条第3項」を「同法第14条第3項」に、「第14条第4項」を「同法第14条第4項」に改める。

(奈良市地区計画形態意匠条例施行規則の一部改正)

第34条 奈良市地区計画形態意匠条例施行規則(平成22年奈良市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第83条の3第1項」を「(昭和25年法律第214号)第143条第1項」に改める。

(奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第35条 奈良市開発許可の基準に関する条例施行規則(平成17年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第4号中「第4条第2項第1号ロ」を「第4条第6項第1号ロ」に改め、同条第10号中「第10条第1項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成31年3月25日揭示)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年3月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第10号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「総務課長が支障がないと認める」を「必要がある」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「総務課長が支障がないと認める」を「必要がある」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定により電子計算機に記録した公印の印影を当該公文書に打ち出すときは、その都度総務課長に合議し、その承認を受けなければならない。

第8条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により公印の印影を当該公文書に印刷するときは、その都度総務課長に合議し、その承認を受けなければならない。

別表中「

印刷等専用市長印	3	てん書	方16	総務課	印刷及び電算処理用	1
----------	---	-----	-----	-----	-----------	---

」を

「

印刷等専用市長印	3	てん書	方16	総務課	印刷及び電算処理用	1
	3の2					1

」に改め、同表ひな形の

3の次に次のように加える。

3の2

奈良県
奈良市
長之印

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に使用されているこの規則による改正後の奈良市公印規則（以下「新規則」という。）別表に規定する印刷等専用市長印の印影は、新規則第8条第2項及び第4項の規定による承認を受けたものとみなす。

(平成31年3月25日揭示済)

奈良市感染症対策委員会規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第11号

奈良市感染症対策委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市感染症対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 感染症の現状分析に関すること。
- (2) 感染症対策に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 感染症対策の評価及び計画策定に関すること。
- (4) その他感染症対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 感染症について学識経験を有する者
- (2) 一般社団法人奈良市医師会を代表する者
- (3) 奈良県内の感染症指定医療機関を代表する者

(4) 奈良県内の結核指定医療機関を代表する者

(5) 奈良県の職員

(6) 奈良市保健所の医師

(7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に委員長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、保健予防課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(奈良市エイズ対策推進会議規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 奈良市エイズ対策推進会議規則(平成27年奈良市規則第34号)
  - (2) 奈良市結核対策評価推進会議規則(平成27年奈良市規則第35号)

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第12号

奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に

対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境政策課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市障害者計画等策定委員会規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第13号

奈良市障害者計画等策定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、障がい福祉課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第14号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第40号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条、第4条、第5条、第7条関係)

奈良市子ども医療費受給資格証等交付等申請書

受給者番号

次のとおり、奈良市子ども医療費受給資格証等の交付及び子ども医療費助成金の支給を申請します。

なお、受給期間中に市長が個人番号を利用し、世帯の所得の状況を調査すること及び高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日  
(宛先) 奈良市長

申請者  
(養育者)

住所  
〒  
氏名

生年月日 年 月 日  
個人番号

※事由発生年月日が1～7月は前年、8～12月は本年

1月1日時点の住所  奈良市内  奈良市外 ( 市・区・町・村 )

電話 — — 受給者との続柄 ( )

申請者

受給者	氏名	続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)
	〒		男・女	年 月 日	
個人番号					

申請事由	
1 出生	
2 転入	
3 医療保険加入	
4 その他 ( )	
事由発生年月日 年 月 日	

子どもの加入医療保険			
記号	番号	子どもとの続柄	
被保険者氏名			
被保険者住所			
保険者番号			
保険の名称			
資格認定日	年 月 日		

養育者の口座				
金融機関名	支店名	口座番号	種別	口座名義(カナ)
銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所		普通 当座	
金融機関コード	支店コード			

(注) 裏面に注意事項を記載する。

第2号様式（第4条、第5条－第7条関係）

<b>乳幼児医療費受給資格証</b>		<b>現物</b>
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
一部負担金	通院	1レセプトにつき500円
	入院	1レセプトにつき500円 (14日以上入院は1,000円)
	調剤	なし
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印		
交付年月日		年 月 日
<small>(注) 奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付の対象となりません。医療費の2割の自己負担額を支払い、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。</small>		

(注) 裏面に注意事項を記載する。

別記第6号様式中

種別	口座名義人（養育者）
普通	フリガナ
当座	
貯蓄	口座番号

を

種別	口座名義（カナ）※扶養者に限る。
普通	
当座	
	口座番号

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年8月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 新規則第4条第1項に規定する資格証の交付申請、更

新申請及び交付は、施行日前においても行うことができる。

- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第15号

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別記第2号様式」の次に「又は別記第2号様式の2」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条、第5条の2、第8条関係)

奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等申請書

受給者番号			

次のとおり、奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付及びひとり親家庭等医療費助成金の支給を申請します。  
 なお、受給期間中に市長が個人番号を利用し、世帯(配偶者、扶養義務者を含む)の所得の状況を調査すること及び  
 高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

(宛先) 奈良市長 年 月 日

申請者(父母等)氏名・個人番号		性別	生年月日	住所	番号	
フリガナ 		男・女	年 月 日	奈良市 電話 - -	-	
申請者の1月1日時点の住所		申請者の口座				
(1月~7月申請は前年、8月~12月申請は本年)		金融機関名	支店名	口座番号	種別	
□奈良市内		銀行・信用金庫・農協	本店・支店・出張所		普通	
□奈良市外(市・区・町・村)		機関コード	支店コード		当座	
児童氏名(18歳未満)・個人番号		続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)	番号
フリガナ 			男・女	年 月 日		-
フリガナ 			男・女	年 月 日		-
フリガナ 			男・女	年 月 日		-
フリガナ 			男・女	年 月 日		-
扶養義務者 氏名・個人番号						
フリガナ 		続柄		フリガナ 	続柄	
フリガナ 		続柄		フリガナ 	続柄	
申請事由			加入医療保険			
1 18歳未満の児童を養育している配偶者のない者			記号	番号		
ア 配偶者と死別し、現在婚姻していない			申請者	被保険者氏名	申請者との続柄	
イ 配偶者と離婚し、現在婚姻していない				保険者番号		
ウ 配偶者の生死が不明				保険の名称		
エ 配偶者から遺棄されている				資格取得年月日	年 月 日	
オ 配偶者が障がいのため長期間労働ができない				(申請者と異なる場合のみ記入)		
カ 配偶者が長期間拘禁されている			児童の氏名			
キ 未婚の父母で、現在婚姻していない			記号	番号		
ク その他( )			被保険者氏名	児童との続柄		
2 父母のない18歳未満の児童			保険者番号			
3 2の児童を養育している配偶者のない者			保険の名称			
児童扶養手当申請の有無			資格取得年月日	年 月 日		
(有・無・申請中)						
前年中に受け取った養育費の額						
※1月~7月の新規申請の場合は、前々年の額を記入してください。						
円						

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。  
第2号様式の2（第4条、第5条の2－第8条関係）

ひとり親家庭等医療費受給資格証		現物
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	居住地	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
一部負担金	通院	1レセプトにつき500円
	入院	1レセプトにつき500円 (14日以上入院は1,000円)
	調剤	なし
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名及び印		
交付年月日	年 月 日	
<small>(注)奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付の対象となりません。医療費の2割の自己負担額を支払い、領収書を取って市町村窓口へ直接申請してください。</small>		

(注)裏面に注意事項を記載する。

別記第3号様式の2中

資格取得年月日	年 月 日
保険者番号	
保険の称	

を

保険者番号	
保険の称	
資格取得年月日	年 月 日

に改める。

別記第5号様式中

種別	口座名義人(養育者)
普通当座	フリガナ
貯蓄	口座番号

を

種別	口座名義(カナ) ※扶養者に限る。
普通当座	
	口座番号

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年8月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 新規則第4条に規定するひとり親家庭等医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。  
(平成31年3月31日揭示済)

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第16号

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和47年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別記第2号様式」の次に「又は別記第2号様式の2」を加える。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第4条、第6条－第8条関係）

障	心身障害者医療費受給資格証	現物
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	居住地	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
一部負担金	通院	1レセプトにつき500円
	入院	1レセプトにつき500円 (14日以上入院は1,000円)
	調剤	なし
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名及び印		
交付年月日	年 月 日	
<small>(注)奈良県外で医療を受ける場合は、現物給付方式の対象になりません。自己負担金を支払う際、領収書をもたらって奈良市長へ申請してください。</small>		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年8月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第4条第1項に規定する心身障害者医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第17号

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、奈良市犯罪被害者等支援条例(平成31年奈良市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(遺族見舞金の額の調整)
- 第2条 条例第10条第2号に規定する傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合(当該傷害見舞金の支給に係る犯罪等による被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、同条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。  
(遺族見舞金の支給申請)
- 第3条 条例第10条第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けようとする者(以下「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 犯罪等により死亡した者(以下この条において「犯罪被害者」という。)の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
  - (2) 遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類の写し
  - (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄に関する事項が記載された戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書又はその他の証明書
  - (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をして

いないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、条例第11条第3項に規定する遺族の順位の中で当該申請者の順位が最も高いことを証明する書類
- (6) 遺族見舞金申請者が条例第11条第1項第2号に掲げる者に該当するときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(傷害見舞金の支給申請)

第4条 傷害見舞金の支給を受けようとする者(以下「傷害見舞金申請者」という。)は、傷害見舞金支給申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪等により重傷病を受けた年月日並びに当該重傷病の治療に要する期間及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- (2) 傷害見舞金申請者本人であることを確認することができる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(見舞金の支給決定等)

第5条 市長は、前2条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、遺族見舞金及び傷害見舞金(以下「見舞金」という。)の支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)支給決定通知書(別記第3号様式)又は犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)不支給決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(見舞金の請求)

第6条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、その支払を請求するときは、犯罪被害者等見舞金交付請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(見舞金の支給制限対象者)

第7条 条例第13条に規定する見舞金を支給しないことができるときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 犯罪等が行われた時において、犯罪被害者等(犯罪等による被害を受けた者又はその遺族(条例第11条第3項に規定する遺族の順位が最も高位である者(当該順位が最も高位である者が2人以上あるときは、そのいずれかの者)に限る。)に限る。以下同じ。)と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があったとき。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と

認められる事情がある場合及び犯罪等による被害を受けた者と加害者との間の親族関係にあっては、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で、当該犯罪等による被害を受けた者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合を除く。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）又は直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 3親等以内の親族

(2) 犯罪等による被害について、犯罪被害者等に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪等を教唆し、又はほう助する行為

イ 暴行、脅迫、挑発等当該犯罪行為を誘発する行為

(3) 犯罪被害者等に次のいずれかに該当する事由があるとき。

ア 当該犯罪等を容認していたこと。

イ 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団、その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある

組織に属していたこと。

（見舞金の返還命令）

第8条 市長は、条例第15条の規定により見舞金の返還をさせる場合において、既に見舞金が支給されているときは、申請者に対し、犯罪被害者等見舞金返還命令書（別記第6号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告等）

第9条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し報告を求め、及び関係機関等に照会若しくは調査を行うことができる。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

別記

第1号様式（第3条関係）

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所

氏名

電話番号

被害者との続柄

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則第3条の規定により、次のとおり、遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪等の行われた日時	年 月 日 午前・午後 時 分
犯罪等の行われた場所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
犯罪等の行われた 時点の住所	
死亡年月日	年 月 日
犯罪等の発生状況	
加害者と犯罪被害者又は第1順位の 遺族との間の親族関係の有無	有 ( ) ・ 無
死亡前の傷害見舞金の支給の有無	有 ・ 無
取扱警察署及び受理番号等	警察署 年 月 日 第 号
他の同 順位の 遺族	犯罪被害者との続柄 住 所

（注）第1順位の遺族とは、条例第11条第3項に規定する遺族の順位が最も高位である者をいう。

（同意確認事項）

(1) 犯罪等の発生状況その他この申請に関する必要事項について、奈良市長が奈良県警察等の関係機関に調査等を実施することに同意します。

(2) この申請に係る遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるとき又は遺族見舞金の支給決定を受けた後に、この見舞金を受け取るべき他の遺族の存在が判明したときは、私の責任において他の遺族との調整をいたします。

年 月 日 氏 名 ④

第2号様式（第4条関係）

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名 ④

電話番号

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪等の行われた日時	年 月 日 午前・午後 時頃
犯罪等の行われた場所	
フリガナ 氏 名	
被害者 生年月日	年 月 日
犯罪等の行われた 時点の住所	
犯罪等の発生状況	
加害者と犯罪被害者との間の親族関係の有無	有 ( ) ・ 無
負傷又は疾病の状態	別添診断書のとおり
取扱警察署及び受理番号等	年 月 日 第 号 警察署

(同意確認事項)

犯罪等の発生状況その他この申請に関して必要な事項について、奈良市長が奈良県警察等の関係機関に調査等を実施することに同意します。

年 月 日 氏 名 ④

第3号様式（第5条関係）

号 日  
第 年 月

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

様

奈良市長

印

年 月 日付で支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）につぎましては、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

(遺族・傷害) 見舞金の額 金 円

第4号様式 (第5条関係)

第 年 月 日 号

犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金・傷害見舞金) 不支給決定通知書

様

奈良市長



年 月 日付で支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金・傷害見舞金) につきましては、次のとおり支給しないことに決定しましたので通知します。

不支給の理由

第5号様式 (第6条関係)

年 月 日

犯罪被害者等見舞金交付請求書

(宛先) 奈良市長

請求者 住所 氏名 電話番号  
④

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条の規定により、次のとおり犯罪被害者等見舞金の支給を請求します。

請求金額	円
見舞金支給決定通知書の番号等	年 月 日付 第 号
見舞金の種類	遺族見舞金・傷害見舞金
金融機関名	銀行 金庫 農協
金融機関コード	
本(支)店名	本店 支店 出張所
支店コード	
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

第6号様式(第8条関係)

号日  
第 年 月

犯罪被害者等見舞金返還命令書

様

奈良市長

印

奈良市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返還すべき見舞金	遺族見舞金・傷害見舞金
返還金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還理由	
返還方法	
見舞金の支給決定額	円
見舞金の既給付金額及び給付年月日	

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第18号

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年奈良市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育及び保育の内容)

第2条 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)は、次に掲げる目標が達成されるように教育及び保育を提供するとともに、その教育及び保育の提供にあたっては、園児の発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい並びに内容を定め、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、及び園児が発達に必要な体験を得られるようにすること。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で園児の様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立及び協同の態度並びに道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然等の身近な事象への興味及び関心を育て、それらに対する豊かな心情及び思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味及び関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度及び豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

- (2) 認定こども園における教育及び保育は、次に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を含むこと。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる園児がいることに配慮する等0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 園児の1日の生活の連続性及びリズムの多様性に

配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の園児の状況に応じ、教育及び保育の内容並びにその展開について工夫をすること。

ウ 共通利用時間（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度の利用時間をいう。以下同じ。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(3) 認定こども園における教育及び保育は、前号に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にするとともに、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。

ア 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児が在籍していることを踏まえ、指導計画の作成に当たり、園児の1日の生活時間に配慮し、活動及び休息、緊張感及び解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育のねらい並びに内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の園児については、学級による集団活動とともに、満3歳未満の園児を含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定する等の工夫をすること。

エ 受験等を目的とした単なる知識及び特別な技能の早期獲得のみを目指す早期教育となることのないように配慮すること。

(4) 認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 0歳から小学校就学前までの異年齢の園児の発達の特性を踏まえ、満3歳未満の園児については特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の園児については同一学年の園児で編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

イ 利用時間が異なる園児が在籍することを踏まえ、家庭及び地域並びに認定こども園における生活の連続性を確保するため、園児の生活が安定するよう1

日の生活のリズムを整えるよう工夫をするとともに、特に満3歳未満の園児については睡眠時間等の個人差に配慮し、満3歳以上の園児については集中して遊ぶ場及び家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和が図られる等の工夫をすること。

ウ 共通利用時間については、園児一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団との関わりの中で、自己を発揮し、園児同士の学び合いが深まり広がるように園児の教育及び保育に従事する者の関わり方を工夫すること。

エ 園児の教育及び保育に従事する者が園児にとって重要な環境となっていることを念頭に置き、園児とその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、園児とともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

(5) 認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 0歳から小学校就学前までの園児の発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 園児の発達の個人差、認定こども園の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の園児の発達の特性や課題に十分留意するとともに、特に満3歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図り、園児の集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

ウ 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、園児に不安及び動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の園児との集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、園児の教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

オ 乳幼児期の食事は、園児の健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促し、園児一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮するとともに、楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事することへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。この場合において、利用時間の相違により食事をとる園児ととらない園児がいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なること並びに睡眠時間は園児の発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する園児について、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ク 家庭との連携においては、園児の心身の健全な発達を図るために、日々の園児の状況を的確に把握し、家庭及び認定子ども園とで日常の園児の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等日常的な連携を図り、その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにするとともに、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促進すること。この場合において、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 認定子ども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図ること。

ア 園児の発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、小学校教育との連携を通じた教育及び保育の質の向上を図ること。

イ 地域の小学校との交流活動、合同の研修の実施等を通じ、認定子ども園の園児及び小学校の児童並びに認定子ども園及び小学校の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 全ての園児について指導要録の抄本、写し等の園児の育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めること。

(教育及び保育に従事する者の資質向上等)

第3条 条例第10条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成、教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者及び保育士の資格を

有する者との相互理解を図ること。

(4) 認定子ども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定子ども園の長及び職員に対する当該認定子ども園の内外での幅広く、かつ、適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定子ども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。

(5) 認定子ども園の長には、認定子ども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められること。  
(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第19号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則  
奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）を次のように改める。

第27条第1項第6号中「(以下「(特定施設入所障害者」という。))」を削り、同号イ中「特定施設入所障害者及び」を削り、「視覚障害者用拡大読書器」を「視覚障害者用読書器」に改め、「盲人用時計」の次に「、人工内耳体外装置、人工内耳電池」を加える。

別表視覚障害者用拡大読書器の項中「視覚障害者用拡大読書器」を「視覚障害者用読書器」に改め、「読むこと」の次に「又は聞くこと」を加え、同表聴覚障害者用情報受信装置の項中「本装置により」を削り、「の受信が可能になるもの」を「を認識する手段として本装置が必要と認められるもの」に改め、同項の次に次のように加える。

人工内耳体外装置	現に人工内耳を装着している聴覚障害者であって、本装置の購入について医療保険等の適用を受けることができないもの
人工内耳電池	聴覚障害者であって、現に人工内耳を装着しているもの

別記第18号様式中

「

氏名又は名称	
--------	--

を

氏名又は名称			
生年月日	年月日	職名	

に、

主として担当する医師又は歯科医師の経歴		自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	
自立支援医療を行うための入院設備の定員	人	役員の氏名、生年月日及び住所	

を

主として担当する医師又は歯科医師の経歴	
自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	
自立支援医療を行うための入院設備の定員	人

に改める。

別記第19号様式中

氏名又は名称	
--------	--

を

氏名又は名称			
生年月日	年月日	職名	

に、

調剤のために必要な設備及び施設の概要	
役員の氏名、生年月日及び住所	

を

調剤のために必要な設備及び施設の概要	
--------------------	--

に改める。

別記第20号様式中「指定訪問介護事業者」を「指定訪問看護事業者」に、

主たる事務所の所在地	電話番号
------------	------

を

主たる事務所の所在地		電話番号
代表者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	職名	

に、

訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	電話番号
	職員の定数	
役員の氏名、生年月日及び住所		

を

訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	電話番号
	職員の定数	

に、

所在地  
氏名又は名称

④ を

所在地  
名称  
代表者

④ に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第18号様式から第20号様式までの規定による申請書は、それぞれこの規則による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第18号様式から第20号様式までの規定による申請書とみなす。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第20号

奈良市役所連絡所設置規則の一部を改正する規則  
奈良市役所連絡所設置規則(昭和52年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「地域活動推進課」を「地域づくり推進課」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(休所日)

第4条 連絡所の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 月曜日（東寺林連絡所を除く。）
- (3) 火曜日及び木曜日（大安寺連絡所、明治連絡所、精華連絡所及び伏見連絡所に限る。）
- (4) 水曜日及び金曜日（東市連絡所、平城連絡所、辰市連絡所及び帯解連絡所に限る。）
- (5) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (6) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は開所することができる。別表奈良市田原連絡所の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(平成31年3月31日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第21号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項中「その締結の日までに」を「あらかじめ」に改め、同項第1号中「契約の」を「契約に係る物品又は役務の名称及び」に改め、同項中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 見積書の提出方法及び提出期限
- (4) 履行期限又は期間
- (5) 契約の締結を予定する日

第17条の3に次の1項を加える。

6 市長は、前各項に定めるもののほか、令第167条の2第1項第3号又は第4号に規定する契約に係る手続に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

第18条の2第1項中「2人以上」の次に「(1件の予定価格が50万円以上の工事の請負については、3人以上)」を加える。

第21条の見出し中「省略」の次に「及び請書の提出」を加え、同条第2項中「前項」を「前項第1号」に、「市長が特に必要があると認めるときに限り」を「契約金額が20万円未満のものを除き、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後の締結に係る契約から適用する。  
(平成31年3月31日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第22号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市営住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第23号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「介護保険（要介護認定・要支援認定）【新規・更新・区分変更・転入】申請書」を「介護保険要介護・要支援 認定申請書」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第7条関係)

(処理欄)	<b>介護保険 要介護・要支援 認定申請書</b>		申請年月日	年	月	日
(宛先) 奈良市長			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新			
次のとおり、(要介護認定・要支援認定)を申請します。 <input type="checkbox"/> 区分変更 <input type="checkbox"/> 転入継続(14日以内)						
申 請 者	住所 〒 -		事業者番号			
	氏名		(提出代行者の種別)			
	本人との続柄		(事業所印)			
電話( ) -		電話( ) -				
被 保 険 者	被保険者番号	個人番号				
	フリガナ	生年月日		年 月 日 (歳)		
	氏名	性別		男 ・ 女		
	住所	電話		( ) -		
	前回の要介護認定結果等	認定区分	要介護 1 2 3 4 5	要支援 1 2		
	転入者のみ記入	有効期間	年 月 日から		年 月 日	
		転出元自治体名	年 月 日から		年 月 日	
転入者のみ記入		転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 (「はい」の場合は、申請年月日を記入)		はい (年 月 日) いいえ (認定結果通知受領済含む。)		
変更申請理由		1.状態の悪化 2.状態の改善 3.その他 ( )				
主治医 (かかりつけ医)	医療機関	診療科目		医師名		
	医療機関所在地	〒 - 電話 ( ) -				
	最終受診日	年 月 日頃 (3か月以内が目安)		次回受診日 年 月 日頃		
第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)のみ記入※ 医療保険者証等を提示してください。						
医療保険者名	医療保険被保険者証記号番号		記号	番号		
特定疾病名						
同意欄						
被保険者氏名自署		代筆者氏名		(続柄)		
(処理欄)						
(注) 余白に連絡票と同時提出及び主治医意見書の記入が可能かどうか医師への確認、入院中の申請についての説明と本人から調査内容・判定結果及び主治医意見書を居宅介護支援事業者等に提示することの同意を求める内容を記載する。						

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

## 奈良市規則第24号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

法第70条第1項、法第78条の2第1項、法第79条第1項、法第86条第1項、法第115条の2第1項及び法第115条の12第1項に規定する申請並びに法第94条第1項及び法第107条第1項に規定する許可の申請は、指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）申請書（別記第35号様式）により行うものとする。

第11条第3項を次のように改める。

- 法第41条第1項、法第42条の2第1項、法第46条第1項、法第48条第1項第1号、法第53条第1項、法第54条の2第1項若しくは法第58条第1項の指定又は法第48条第1項第2号若しくは第3号の許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示するものとする。

第11条の2中「、法第72条第1項ただし書及び旧介護保険法第72条第1項ただし書」を「及び法第72条第1項ただし書」に改め、「、法第115条の11及び旧介護保険法第115条の11」を「及び法第115条の11」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

法第75条第1項、法第78条の5第1項、法第82条第1項、法第89条、法第99条第1項、法第113条第1項、法第115条の5第1項及び法第115条の15第1項の規定による変更の届出は、指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書（別記第37号様式）により行うものとする。

第12条第3項中「法第99条第2項」の次に「、法第113条第2項」を加え、同条第4項中「法第99条第1項」の次に「、法第113条第1項」を加える。

第12条の2中「、旧介護保険法第108条第1項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書（別記第39号様式の4）によりそれぞれ」を削る。

第13条中「、法第91条及び旧介護保険法第113条」を「及び法第91条」に、「地域密着型介護老人福祉施設入所者

生活介護事業・介護老人福祉施設・介護療養型医療施設指定辞退届出書」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業・介護老人福祉施設指定辞退届出書」に改める。  
第14条を次のように改める。

(指定の更新の申請等)

第14条 法第70条の2第1項（法第78条の12、法第115条の11、法第115条の21及び法第115条の31において準用する場合を含む。）、法第79条の2第1項及び法第86条の2第1項の規定による指定の更新並びに法第94条の2第1項及び法第108条第1項の規定による許可の更新の申請は、指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）更新申請書（別記第41号様式）により行うものとする。

別記第35号様式を次のように改める。



別記第35号様式の2を削る。

別記第36号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。  
別記第37号様式を次のように改める。

第37号様式(第12条関係)

指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住所  
開設者 (所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名) ㊟

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号													
指定内容を変更した事業所等		名称													
		所在地 (〒 - )													
		電話番号													
サービスの種類															
変更年月日		年 月 日													
変更があった事項(該当に○)		変更の内容													
1	事業所(施設)の名称	(変更前)													
2	事業所(施設)の所在地														
3	申請者の名称														
4	主たる事務所の所在地														
5	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所														
6	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)														
7	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等														
8	備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)														
9	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設は、事前に承認を受けること。)														
10	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
11	運営規程														
12	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関														
13	事業所の種別														
14	提供する居宅療養管理指導の種類	(変更後)													
15	事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 単独型・空床利用型・併設型の別)														
16	利用者、入所者又は入院患者の定員														
17	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等 との連携・支援体制														
18	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)														
19	併設施設の状況等														
20	介護支援専門員の氏名及びその登録番号														

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

別記第37号様式の2を削る。

別記第38号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。  
別記第39号様式及び第39号様式の2を次のように改める。

第39号様式(第12条関係)

事業所等廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

印

次のとおり事業を廃止又は休止しますので届け出ます。

介護保険事業所番号

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	〒	電話番号	
指定(許可)を受けようとする事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類		届出事業	休止・廃止の別
	居宅サービス	訪問介護		休止・廃止
		訪問入浴介護		
		訪問看護		
		訪問リハビリテーション		
		居宅療養管理指導		
		通所介護		
		通所リハビリテーション		
		短期入所生活介護		
		短期入所療養介護		
		特定施設入居者生活介護		
	福祉用具貸与		廃止年月日	
	特定福祉用具販売			
	施設	介護老人福祉施設		休止年月日
		介護老人保健施設		
		介護医療院		
	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護		年 月 日 から
		介護予防訪問看護		
		介護予防訪問リハビリテーション		年 月 日 まで
		介護予防居宅療養管理指導		
		介護予防通所リハビリテーション		
		介護予防短期入所生活介護		
		介護予防短期入所療養介護		
		介護予防特定施設入居者生活介護		
		介護予防福祉用具貸与		
		特定介護予防福祉用具販売		
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護		現在利用中の利用者等に対する措置
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
複合型サービス				
地域密着型通所介護				
介護予防サービス		介護予防認知症対応型共同生活介護		
	介護予防認知症対応型通所介護			
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援				
介護予防支援				

第39号様式の2 (第12条関係)

事業所等再開届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住所  
開設者 (所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名) ㊟

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号								
再開した事業所	名称								
	所在地 (〒 - )								
	電話番号								
サービスの種類									
再開した年月日	年 月 日								

備考 事業の再開に係る届出にあっては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

別記第39号様式の4を次のように改める。  
第39号様式の4 削除  
別記第39号様式の8及び第39号様式の9中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第40号様式中「介護老人福祉施設・介護療養型医療施設」を「介護老人福祉施設」に改める。  
別記第41号様式を次のように改める。

第41号様式（第14条関係）

指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）更新申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

㊦

介護保険法に規定する事業所（施設）に係る指定（許可）を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー ) 県 市						
	連絡先	電話番号				FAX番号		
		E-mail						
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ				生年		
		氏名				月日		
代表者の住所	(郵便番号 ー ) 県 郡市							
事業所	フリガナ							
	名称							
指定（許可）を受けようとする事業所・施設の種類の	同一所在地において行う事業等の種類		指定（許可）更新の申請対象事業等（該当事業に○）		既に指定（許可）を受けている指定（許可）有効期間満了日			
	居宅サービス	訪問介護						
		訪問入浴介護						
		訪問看護						
		訪問リハビリテーション						
		居宅療養管理指導						
		通所介護						
		通所リハビリテーション						
		短期入所生活介護						
		短期入所療養介護						
		特定施設入居者生活介護						
		福祉用具貸与						
		特定福祉用具販売						
		施設	介護老人福祉施設					
	介護老人保健施設							
	介護医療院							
	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護						
		介護予防訪問看護						
		介護予防訪問リハビリテーション						
		介護予防居宅療養管理指導						
		介護予防通所リハビリテーション						
		介護予防短期入所生活介護						
		介護予防短期入所療養介護						
		介護予防特定施設入居者生活介護						
		介護予防福祉用具貸与						
		特定介護予防福祉用具販売						
		地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護					
			認知症対応型通所介護					
			小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型共同生活介護							
	地域密着型特定施設入居者生活介護							
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護								
複合型サービス								
地域密着型通所介護								
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護							
	介護予防認知症対応型通所介護							
	介護予防小規模多機能型居宅介護							
居宅介護支援								
介護予防支援								
介護保険事業者番号	.....							

別記第41号様式の2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の奈良市介護保険規則（以下「旧規則」という。）第11条、第12条及び第14条並びに別記第35号様式、第35号様式の2、第37号様式、第37号様式の2、第40号様式及び第41号様式の2の規定により提出された申請書は、この規則による改正後の奈良市介護保険規則の相当規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第25号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第8条の11の次に次の4条を加える。

(指定障害児通所支援事業者の指定の申請等)

第8条の12 法第21条の5の15第1項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、指定障害児通所支援事業者指定（更新）申請書（別記第10号様式の16）により行わなければならない。

(指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請)

第8条の13 法第21条の5の20第1項の規定による申請は、指定障害児通所支援事業者指定変更申請書（別記第10号様式の17）により行わなければならない。

(指定障害児通所支援事業者の名称等の変更の届出等)

第8条の14 法第21条の5の20第3項及び第4項の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定障害児通所支援事業者変更届出書（別記第10号様式の18）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書（別記第10号様式の19）により行わなければならない。

(公示)

第8条の15 法第21条の5の25の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (2) 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地
  - (3) 障害児通所支援の種類
  - (4) 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日
- 別記第10号様式の15の次に次の4様式を加える。

第10号様式の16 (第8条の12関係)

受付番号

指定障害児通所支援事業者指定(更新)申請書

(宛先) 奈良市長

申請者  
(設置者) 所在地  
名称  
代表者

年 月 日

印

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者に係る指定(更新)を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ	フリガナ
名	名
主たる事務所の所在地	(郵便番号) 市
法人である場合その種別	法人所轄庁
連絡先	FAX番号
代表者の職・氏名	フリガナ
	氏名
	(郵便番号) 市
代表者の住所	
フリガナ	フリガナ
名	名
施設又は事業所の所在地	(郵便番号) 市
事業等の種別	指定申請する事業等の支援開始年月日
	様式
同一所在地において行う事業等の種類	事業所
	番号
備考	

- 備考
- 「受付番号」欄には記載しないでください。
  - 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
  - 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
  - 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
  - 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を修正して、その全てを記載してください。

第10号様式の17 (第8条の13関係)

受付番号

指定障害児通所支援事業者指定変更申請書

(宛先) 奈良市長

申請者  
(設置者) 所在地  
名称  
代表者

年 月 日

印

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者に係る指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ	フリガナ
名	名
主たる事務所の所在地	(郵便番号) 市
法人である場合その種別	法人所轄庁
連絡先	FAX番号
代表者の職・氏名	フリガナ
	氏名
	(郵便番号) 市
代表者の住所	
フリガナ	フリガナ
名	名
施設又は事業所の所在地	(郵便番号) 市
事業等の種別	指定申請する事業等の支援開始年月日
	様式
同一所在地において行う事業等の種類	事業所
	番号
備考	

- 備考
- 「受付番号」欄には記載しないでください。
  - 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
  - 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
  - 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
  - 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を修正して、その全てを記載してください。

第10号様式の18（第8条の14関係）

指定障害児通所支援事業者変更届出書

(宛先) 奈良市長

届出者  
(設置者) 所在地  
名称  
代表者

年 月 日

印

次とおおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所	事業所番号		変更の内容
	名称	所在地	
1 事業所(施設)の名称 (変更前)			
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)			
3 申請者(設置者)の名称			
4 主たる事務所の所在地			
5 代表者の氏名、生年月日、住所又は職名			
6 登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に限るものに限る。)			
7 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること			
8 事業所(施設)の平面図及び設備の概要 (変更後)			
9 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所又は職歴			
10 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所又は職歴			
11 主たる対象者			
12 運営規程			
13 協力医療機関の名称若しくは診療科目又は当該協力医療機関との契約内容			
14 その他( )			

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第10号様式の19（第8条の14関係）

指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書

(宛先) 奈良市長

届出者  
(設置者) 所在地  
名称  
代表者

年 月 日

印

次とおおり事業の廃止、休止又は再開をしますので届け出ます。

廃止、休止又は再開する事業所	事業所番号		廃止・休止・再開
	名称	所在地	
廃止、休止又は再開の別			
廃止、休止又は再開するサービス			
廃止、休止又は再開した年月日			年 月 日
廃止又は休止した理由			
現に指定通所支援を受けていた者に対する措置(廃止又は休止した場合のみに限る)			
休止予定期間			年 月 日～ 年 月 日

備考

- 1 「廃止、休止又は再開の別」欄には、今回の届出内容が該当するものに○を付してください。
- 2 支援の再開に係る届出にあつては、当該施設に係る職員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 3 再開の場合は、休止した事業を再開した日から10日以内に届け出てください。
- 4 休止又は廃止の場合は、指定通所支援事業を廃止又は休止しようとする日の1月前までに届け出てください。



別表(第9条関係)

自転車等の区分	使用距離(片道)	支給額
自動車(自動二輪車を除く。)	5キロメートル未満	4,900円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	6,500円
	10キロメートル以上 15キロメートル未満	9,500円
	15キロメートル以上 20キロメートル未満	11,500円
	20キロメートル以上 25キロメートル未満	14,500円
	25キロメートル以上 30キロメートル未満	16,500円
	30キロメートル以上 35キロメートル未満	19,500円
	35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,500円
	40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,500円
	45キロメートル以上	26,500円
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車	5キロメートル未満	2,500円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,500円
	10キロメートル以上 15キロメートル未満	6,500円
	15キロメートル以上 20キロメートル未満	8,500円
	20キロメートル以上	10,500円

附 則

(施行期日等)

- この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)第5条の3第1項第1号及び同条第2項の表の規定は平成30年4月1日から、改正後の規則第36条の規定は同年12月1日から適用する。  
(平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

3 平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成31年奈良市条例第4号。以下「平成31年改正条例」という。)附則第4項の規定により読み替えて適用される奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。)第24条第5項の規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、次の表のア欄に掲げる職員(休職にされている職員のうち給与条例第28条第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員及び派遣職員を除く。)とする。

ア 職員		イ 期末手当の管理職加算割合
市長の事務部局	統括官 法令遵守監察監 危機管理監 部長 理事 部次長 参事 東部振興監 保健所長 会計管理者	100分の13.4 100分の12
	課長 職務の級7級の主幹 西部出張所長 行政センター所長 東部出張所長 北部出張所長 男女共同参画センター所長 看護 専門学校事務長 環境清美工場長 土地改良清美事務所長 JR 奈良駅周辺整備事務所長 西大寺駅周辺整備事務所長	100分の10
	職務の級6級の室長 職務の級6級の主幹 こども園長 保 育園長	100分の8
	課長補佐 所長補佐 室長補佐 場長補佐 職務の級5級の室長 主査 市民サービスセンター所長 東寺林連絡所長 人権文化セン ター所長 西部出張所課長 行政センター課長 こども園副園長 保育園副園長 児童館長 保健センター所長 衛生浄化センター所 長 奈良阪処分地管理事務所長 消費生活センター長 土木管理セ ンター所長	100分の6.7
	消防長 次長 参事 課長 署長	100分の13.4 100分の12 100分の10
消防	副署長 主幹 文化財防災官 防災センター所長 指揮救助 隊長	100分の8
	課長補佐 署長補佐 分署長 主査 指揮支援隊長 中隊長	100分の6.7
教育委員会の事務部局	部長 理事	100分の13.4
	部次長 参事	100分の12
	課長 職務の級7級の主幹	100分の10
	職務の級6級の主幹 埋蔵文化財調査センター所長	100分の8
	課長補佐 所長補佐 主査 史料保存館長	100分の6.7
学校その他の教育機関	教育センター所長 参事	100分の12
	課長 高等学校事務長 中央図書館長	100分の10
	職務の級6級の主幹 幼稚園長	100分の8
	課長補佐 主査 西部図書館長 北部図書館長 学校給食セ ンター所長 幼稚園副園長	100分の6.7

選挙管理委員会の事務部局	局長	100分の10
	次長	100分の6.7
監査委員の事務部局	局長	100分の12
	主査	100分の6.7
農業委員会の事務部局	局長	100分の10
	次長	100分の6.7
議会の事務部局	局長	100分の13.4
	次長 参事	100分の12
	課長	100分の10
	課長補佐 主査	100分の6.7

4 平成31年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する平成31年改正条例附則第4項の規定により読み替えて適用される給与条例第24条第5項の100分の16.7を超えない範囲内で規則で定める割合は、前項の職員に係る同項の表のイ欄に掲げる割合とする。  
(平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

5 平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する平成31年改正条例附則第4項の規定により読み替えて適用される給与条例第24条第5項の規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、次の表のア欄に掲げる職員(休職にされている職員のうち給与条例第28条第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員及び派遣職員を除く。)とする。

ア 職員		イ 期末手当の管理職加算割合
市長の事務部局	統括官 法令遵守監察監 危機管理監 部長 理事	100分の6.7
	部次長 参事 東部振興監 保健所長 会計管理者	100分の6
	課長 職務の級7級の主幹 西部出張所長 行政センター所長 東部出張所長 北部出張所長 男女共同参画センター所長 看護専門学校事務長 環境清美工場長 土地改良清美事務所長 JR奈良駅周辺整備事務所長 西大寺駅周辺整備事務所長	100分の5
	職務の級6級の室長 職務の級6級の主幹 こども園長 保育園長	100分の4
	課長補佐 所長補佐 室長補佐 場長補佐 職務の級5級の室長 主査 市民サービスセンター所長 東寺林連絡所長 人権文化センター所長 西部出張所課長 行政センター課長 こども園副園長 保育園副園長 児童館長 保健センター所長 衛生浄化センター所長 奈良阪処分地管理事務所長 消費生活センター長 土木管理センター所長	100分の3.4
消防	消防長	100分の6.7
	次長 参事	100分の6
	課長 署長	100分の5
	副署長 主幹 文化財防災官 防災センター所長 指揮救助隊長	100分の4
	課長補佐 署長補佐 分署長 主査 指揮支援隊長 中隊長	100分の3.4
教育委員会の事務部局	部長 理事	100分の6.7
	部次長 参事	100分の6
	課長 職務の級7級の主幹	100分の5
	職務の級6級の主幹 埋蔵文化財調査センター所長	100分の4
	課長補佐 所長補佐 主査 史料保存館長	100分の3.4
学校その他の教育機関	教育センター所長 参事	100分の6
	課長 高等学校事務長 中央図書館長	100分の5
	職務の級6級の主幹 幼稚園長	100分の4
	課長補佐 主査 西部図書館長 北部図書館長 学校給食センター所長 幼稚園副園長	100分の3.4
選挙管理委員会の事務部局	局長	100分の5
	次長	100分の3.4
監査委員の事務部局	局長	100分の6
	主査	100分の3.4
農業委員会の事務部局	局長	100分の5
	次長	100分の3.4
議会の事務部局	局長	100分の6.7
	次長 参事	100分の6
	課長	100分の5
	課長補佐 主査	100分の3.4

6 平成32年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する平成31年改正条例附則第4項の規定により読み替えて適用される給与条例第24条第5項の100分の8.4を超えない範囲内で規則で定める割合は、前項の職員に係る同項の表のイ欄に掲げる割合とする。

(定義)

7 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第68号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項又は奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第10項に規定するものであって、これらの規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 平成31年改正条例の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成31年改正条例第1条の規定（給与条例第25条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成31年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

8 経過措置額支給特定職員に対する平成30年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定（第8項の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定を含む。以下この項及び次項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料
- (2) 地域手当
- (3) 時間外勤務手当
- (4) 休日勤務手当
- (5) 夜間勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 勤勉手当

9 経過措置額支給特定職員に対する平成30年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第10条その他の条例等の規定による給与の減額（市長が定めるものに限る。第10項において「第10条等減額」という。）に当たっては、この附則の規定（次項の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例

の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第8項若しくは第9項の規定又は平成29年改正条例附則第11項若しくは第12項の規定による給料の特例）

10 平成30年4月1日から施行日の前日までの間において給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成27年奈良市規則第51号。以下「平成27年改正規則」という。）附則第3項第2号又は給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成29年奈良市規則第20号。以下「平成29年改正規則」という。）附則第3項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第8項若しくは第9項の規定又は平成29年改正条例附則第11項若しくは第12項の規定による給料については、平成27年改正規則附則第3項から第5項までの規定又は平成29年改正規則附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、市長の定めるところによる。

11 平成30年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける平成27年改正規則附則第6項の規定又は平成29年改正規則附則第6項の規定の適用については、これらの規定中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

12 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第10条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定並びに平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定による給料については、適用しない。

(委任)

13 前6項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第27号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「工場」の次に「、保健所・教育総合セ

ンター管理室」を加え、「監査委員事務局監査課」を「監査委員事務局」に改める。

別表第1 総合政策課の項の次に次のように加える。

人事課	課長を除く課員	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 所管に係る返納金の収納
-----	---------	----------------------------------

別表第1 総務課の項中「庁舎管理係長及び係員」を「庁舎・公用車管理係長及び係員」に改め、同表人事課の項を次のように改める。

保健所・教育総合センター管理室	室長、主任及び係員	所管に係る使用料の収納
-----------------	-----------	-------------

別表第1 法務ガバナンス課の項中

「1 所管に係る手数料の収納  
2 公報の売却代金の収納」を「1 所管に係る手数料の収納  
2 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表保健所・教育総合センター管理課の項を次のように改める。

契約課	主任及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 入札保証金の出納
-----	--------	-----------------------------

別表第1 市民課の項中

「所管に係る使用料及び手数料の収納」を「1 所管に係る使用料及び手数料の収納  
2 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表住宅課の項を削り、

同表西部出張所住民課の項中

「所管に係る使用料及び手数料の収納」を「1 所管に係る使用料及び手数料の収納  
2 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表協働推進課の項を

削り、同表地域活動推進課の項中「地域活動推進課」を「地域づくり推進課」に、「総務係長、係員及び地区調整員」を「課長を除く課員」に改め、同表人権政策課の項中「人権施策係長」を「総務係長」に改め、同表福祉政策課の項中「地域福祉推進係長」を「企画政策係長」に改め、同表こども園推進課の項中「こども園推進課」を「保育総務課」に、

「所管に係る図書の売却代金の収納」を「1 所管に係る図書の売却代金の収納  
2 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表保育所・幼稚園課の項

の次に次のように加える。

子ども育成課	ひとり親家庭支援係長及び係員	母子及び父子並びに寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の貸付回収金の収納
--------	----------------	---

別表第1 子育て相談課の項を次のように改める。

子育て相談課	子育て係長及び係員	助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納
--------	-----------	-------------------------

別表第1 医療政策課の項中「手数料」を「使用料及び手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

健康増進課	課長を除く課員	所管に係る実費徴収金の収納
都祁保健センター	所長、主任及び係員	所管に係る実費徴収金の収納

別表第1 生活衛生課の項中「生活衛生課」を「保健衛生課」に改め、同表保健予防課の項から都祁保健センターの項までを削り、同表都市計画課の項中「地図」を「地図等」に改め、同表景観課の項を次のように改める。

住宅課	課長を除く課員	1 所管に係る使用料、手数料、敷金及び共益費並びにこれらの附帯金の収納 2 所管に係る住宅のうち市が設置した貯水槽から給水を行うものに係る水道及び下水道の使用料の収納
-----	---------	--

別表第1 契約課の項を削り、同表生涯学習課の項中「生涯学習課」を「地域教育課」に、

「2 所管に係る手数料の収納」を「2 所管に係る手数料の収納  
3 児童育成料の収納」に改め、同表地域教育課の項を削り、

同表教育支援課の項中「教育支援課」を「教育支援・相談課」に、「実績徴収金」を「実費徴収金」に改める。

別表第2 総合政策課長の項の次に次のように加える。

人事課長	1 所管に係る手数料の収納 2 所管に係る返納金の収納
------	--------------------------------

## 別表第2 総務課長の項中

「3 所管に係る実費徴収金の収納」を 「3 所管に係る実費徴収金の収納  
4 所管に係る使用料の収納」に改め、同表人事課長の項を削り、

## 同表法務ガバナンス課長の項中

「1 所管に係る手数料の収納  
2 公報の売却代金の収納」を 「1 所管に係る手数料の収納  
2 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表保健所・教育総合センター  
3 所管に係る実費徴収金の収納」

管理課長の項を次のように改める。

契約課長	1 所管に係る手数料の収納 2 入札保証金の出納
------	-----------------------------

## 別表第2 市民課長の項中

「2 所管に係る市税、国民健康保険料、  
介護保険料、後期高齢者医療保険料及  
びこれらに係る附帯金の収納」を 「2 所管に係る市税、国民健康保険料、  
介護保険料、後期高齢者医療保険料及  
びこれらに係る附帯金の収納  
3 所管に係る実費徴収金の収納」

に改め、同表住宅課長の項を削り、同表西部出張所住民課長の項中

「所管に係る使用料及び手数料の収納」を 「1 所管に係る使用料及び手数料の収納  
2 所管に係る実費徴収金の収納」

に改め、同表協働推進課長の項を削り、同表地域活動推進課長の項中「地域活動推進課長」を「地域づくり推進課長」に改め、同表こども園推進課長の項を次のように改める。

保育総務課長	1 所管に係る図書の売却代金の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
--------	--------------------------------------

別表第2 保育所・幼稚園課長の項の次に次のように加える。

子ども育成課長	母子及び父子並びに寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の貸付回収金の収納
---------	---

別表第2 子育て相談課長の項を次のように改める。

子育て相談課長	助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納
---------	-------------------------

別表第2 医療政策課長の項中「手数料」を「使用料及び手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

健康増進課長	所管に係る実費徴収金の収納
--------	---------------

別表第2 生活衛生課長の項中「生活衛生課長」を「保健衛生課長」に改め、同表保健予防課長の項から医療事業課長の項までを削り、同表都市計画課長の項中「地図」を「地図等」に改め、同表景観課長の項を次のように改める。

住宅課長	1 所管に係る使用料、手数料、敷金及び共益費並びにこれらの附帯金の収納 2 所管に係る住宅のうち市が設置した貯水槽から給水を行うものに係る水道及び下水道の使用料の収納
------	--

別表第2 契約課長の項を削り、同表生涯学習課長の項を次のように改める。

地域教育課長	1 所管に係る事業収入の収納 2 所管に係る手数料の収納 3 児童育成料の収納
--------	---

別表第2 地域教育課長の項を削り、同表教育支援課長の項中「教育支援課長」を「教育支援・相談課長」に改める。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行し、この規則による改正後の奈良市会計規則別表第1 市民課の項及び西部出張所住民課の項並びに別表第2 市民課長の項及び西部出張所住民課長の項の規定は、平成31年3月3日から適用する。

(平成31年3月31日掲示済)

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第28号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則  
(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

## 目次中

「第1節 総合政策部(第3条—第7条の2)

第2節 総務部(第8条—第13条)

第2節の2 財務部(第14条—第19条)

第3節 市民生活部(第20条—第24条)

を

第4節 市民活動部（第25条—第29条）  
 「第1節 危機管理監（第3条）  
 第2節 総合政策部（第4条—第7条）  
 第3節 総務部（第8条—第19条）  
 第4節 市民部（第20条—第29条）」

「第10節 建設部（第54条—第61条）  
 第10節の2 会計契約部（第62条—第64条）」を  
 「第10節 建設部（第54条—第64条）」に改める。  
 第2条の表総合政策部の部の前に次のように加える。

危機管理監	危機管理課	市民安全係	災害対策係
-------	-------	-------	-------

第2条の表総合政策部の部を次のように改める。

総合政策部	秘書広報課	秘書係 広報係 シティプロモーション係
	総合政策課	政策推進係 企画政策係
	人事課	組織開発係 人事係 人材育成係 給与係 福利厚生係
	情報政策課	情報政策係 システム基盤推進係

第2条の表総務部の部総務課の項中「庁舎管理係 公用車管理係」を「庁舎・公用車管理係」に改め、同部人事課の項を次のように改める。

保健所・教育総合センター管理室	
-----------------	--

第2条の表総務部の部中

保健所・教育総合センター管理室		を
情報政策課	情報政策係 情報化推進係	

契約課	契約係 技術監理係	に
財政課	予算統括係 資金調整係 財政健全化推進係	
資産経営課	管理係 庁舎耐震化推進係	
市民税課	総務係 課税第一係 課税第二係	
資産税課	償却資産係 土地係 家屋係	
納税課	管理係 検収係 収納係	
滞納整理課	滞納整理第一係 滞納整理第二係 債権管理係	

改め、同表財務部の部を削り、同表市民生活部の部中「市民生活部」を「市民部」に改め、同部中

交通政策課		を
住宅課	住宅総務係 住宅政策係 管理係 営繕係	

地域づくり推進課	協働推進係 地域自治推進係 総務係	に
文化振興課	総務係 振興係	
スポーツ振興課	総務係 スポーツ振興係	
人権政策課	総務係 啓発係	
男女共同参画課		

改め、同表市民活動部の部を削り、同表福祉部の部中

福祉政策課	企画政策係 地域包括ケア推進係 地域福祉推進係	を
-------	-------------------------	---

福祉政策課	企画政策係 地域包括ケア推進係	に
くらしと仕事支援室		

改め、同部障がい福祉課の項中「療育係 事業所係」を「療育係」に改め、同部くらしと仕事支援室の項を削り、同表子ども未来部の部中「こども園推進課」を「保育総務課」に改め、同部子ども育成課の項中「子ども医療

係」を「子ども医療係 ひとり親家庭支援係」に改め、同部子育て相談課の項中「ひとり親家庭支援係 子育て係」を「子育て係」に改め、同表健康医療部の部中

医療事業課		を
-------	--	---

医療政策課	医療政策係 病院事業係	に
健康増進課	管理係 検診推進係 成人保健係	
母子保健課	母子総務係 母子検診係 母子保健係	

改め、同表都市整備部の部都市計画課の項中「土地利用係 都市施設係 まちづくり事業推進係」を「都市基盤整備係 景観係」に改め、同部中

景観課	計画係 審査指導係	を
-----	-----------	---

住宅課	住宅総務係 住宅政策係 管理係 営繕係	に
-----	---------------------	---

改め、同表建設部の部土木管理課の項中「占用係」を「占用係 地籍調査係」に改め、同部河川課の項中「河川課」を「河川耕地課」に、「建設係」を「建設係 耕地係」に改め、同表会計契約部の部を削る。

第20条総務管理係の部分の第14号中「部及び」を削り、同号を同部分の第15号とし、同部分の第13号の次に次の1号を加える。

(4) 証明書交付システムの管理運用及び保守に関すること。

第20条戸籍窓口係の部分に次の1号を加える。

(9) 戸籍システムの管理運用及び保守に関すること。

第20条に次のように加える。

住居表示係

- (1) 住居表示に関すること。
- (2) 町の区域及びその名称の変更等に関すること。
- (3) 住居表示審議会に関すること。

第22条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 新斎苑建設に係る工事進捗状況の管理に関すること。
- (2) 新斎苑運営に係る調査研究に関すること。
- (3) 新斎苑整備に伴う地域活性化対策等事業に関すること。

ること。

第23条及び第24条を次のように改める。

#### 第23条及び第24条 削除

第3章中「第4節 市民活動部」を削る。

第25条(見出しを含む。)中「協働推進課」を「地域づくり推進課」に改め、同条協働推進係の部分の前に次のように加える。

#### 総務係

- (1) 連絡所に関すること。
- (2) 地域ふれあい会館に関すること。
- (3) 集会所用地の管理に関すること。
- (4) 集会所建設補助に関すること。
- (5) 日本赤十字社奈良市地区の事務に関すること。
- (6) 自衛官募集に関すること。
- (7) 部及び課の庶務に関すること。

第25条協働推進係の部分の第8号を次のように改める。

- (8) 奈良市ポイント制度に関すること。

第25条まちづくり推進係の部分中「まちづくり推進係」を「地域自治推進係」に改め、同部分に次の5号を加える。

- (3) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 地域市民との活動の推進に関すること。
- (5) 地域ミーティングに関すること。
- (6) 地縁による団体の認可に関すること。
- (7) 地域づくりコーディネーターに関すること。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第27条の2 総務係の部分の第2号及び第4号中「建設」を「整備」に改め、同条スポーツ振興係の部分に次の5号を加える。

- (10) 国際及び全国スポーツイベントの企画、誘致等に関すること。
- (11) 地域密着型トップスポーツの支援、振興等に関すること。
- (12) スポーツツーリズムの推進に関すること。
- (13) 東京2020オリンピック・パラリンピックに関すること。
- (14) ホストタウンの推進に関すること。

第27条の2 第2項を削る。

第28条人権施策係の部分中「人権施策係」を「総務係」に改め、同条人権啓発係の部分中「人権啓発係」を「啓発係」に改める。

第3章第3節の節名中「市民生活部」を「市民部」に改め、同節を同章第4節とする。

第8条総務広聴係の部分の第12号中「課」を「部及び課」に改め、同条庁舎管理係の部分中「庁舎管理係」を「庁舎・公用車管理係」に改め、同部分に次の5号を加える。

- (10) 公用車の総括管理に関すること。
- (11) 公用車の保険に関すること。

(12) 公用車の安全運転及び交通事故の防止に関すること。

(13) 公用車(各課専用のものを除く。)の管理及び配車に関すること。

(14) 公用車の運転及び整備等の指導に関すること。

第8条公用車管理係の部分の削り、同条に次の1項を加える。

2 総務課保健所・教育総合センター管理室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 保健所・教育総合センターの管理に関すること(営繕工事を除く。)
  - (2) 保健所・教育総合センター内事務室等の配置に関すること。
  - (3) 保健所・教育総合センターに係る事項の調整に関すること。
  - (4) 保健所・教育総合センター内の秩序維持、防火、防犯及び美観に関すること。
  - (5) 保健所・教育総合センターの電話、電気、ガス及び水道に関すること。
  - (6) 保健所・教育総合センターの駐車場に関すること。
  - (7) 保健所・教育総合センターの公用車の管理に関すること(特殊車両を除く。)
  - (8) 室の庶務に関すること。
- 第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第10条ガバナンス推進係の部分中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 包括外部監査に関すること。

第10条法制係の部分に次の1号を加える。

- (6) 政策法務に関すること。

第10条指導監査係の部分の第3号中「特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者」に改め、同部分の第8号中「介護予防支援事業者」を「指定介護予防支援事業者」に改め、第9号中「地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型介護予防サービス事業者」に改める。

第11条を次のように改める。

(契約課の事務)

第11条 契約課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

#### 契約係

- (1) 契約事務の総括に関すること。
- (2) 入札参加者等の資格審査及び登録に関すること。
- (3) 物品の入札に関すること。
- (4) 建設工事入札参加者等審査会に関すること。
- (5) 建設工事の入札に関すること。
- (6) 経理事務の適正執行に係る指導等に関すること。
- (7) 調達制度の検討に関すること。

- (8) 物品の調達に関する事(工事用資材及び器具その他特殊なものを除く。)
- (9) 物品の需用計画及び調整に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

技術監理係

- (1) 建設工事の検査の総括に関する事。
- (2) 建設工事施工体制点検特別立入調査に関する事。
- (3) 国土交通省補助対象土木工事に関する会計検査の連絡調整に関する事。
- (4) 総合評価落札方式に関する事。
- (5) 建設工事低入札価格調査制度に関する事。
- (6) 建設工事の設計、積算業務等の制度整備の総括に関する事。
- (7) 積算室の管理に関する事。
- (8) 建設工事のコスト縮減対策に関する事。

第12条及び第13条を次のように改める。

第12条及び第13条 削除

第3章中「第2節の2 財務部」を削る。

第14条予算統括係の部分中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 財政状況の公表に関する事。
- (5) 財務書類の作成に関する事。

第14条財政分析係の部分削り、同条資金調整係の部分中第6号を削り、同条に次のように加える。

財政健全化推進係

- (1) 財政統計及び諸報告に関する事。
- (2) 財政健全化4指標に関する事。
- (3) 財政に係る調査研究及び分析に関する事。
- (4) 行財政改革に関する事。
- (5) 広告事業の統轄に関する事。
- (6) 奈良市総合財団に関する事。
- (7) 外郭団体との連絡調整に関する事。
- (8) 公営企業部門との連絡調整に関する事。
- (9) 施策評価に関する事。
- (10) 指定管理者制度の総括に関する事。
- (11) 予算の編成及び執行管理に関する事。
- (12) 課の庶務に関する事。

第14条第2項中「及び資金調整係」を「、資金調整係及び財政健全化推進係」に改める。

第14条の2管理係の部分中第13号を第18号とし、第12号の次に次の5号を加える。

- (13) 公有財産の利活用及び処分についての総合調整及び企画に関する事。
- (14) 公有財産に係る情報収集、整理及び分析に関する事。
- (15) 公有財産の統廃合の方針策定及び推進に関する事。
- (16) 建築物及び附帯施設の保全計画に係る企画及び調査に関する事。
- (17) 建築物及び附帯施設の保全計画に係る実施設計

及び積算資料作成に関する事。

第14条の2FM推進係の部分削る。

第16条第1項土地第一係の部分中「土地第一係」を「土地係」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (5) 土地の電算システムの企画及び総括に関する事。

第16条第1項土地第二係の部分削り、同項家屋第一係の部分中「家屋第一係」を「家屋係」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (5) 家屋の電算システムの企画及び総括に関する事。

第16条第1項家屋第二係の部分削り、同条第2項削る。

第18条債権管理係の部分中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 税外債権の管理及び回収対策の総合調整に関する事。

第3章第2節を同章第3節とする。

第4条削る。

第3条(見出しを含む)中「秘書課」を「秘書広報課」に改め、同条総務係の部分削り、同条秘書係の部分に次の4号を加える。

- (2) 全国市長会その他都市関係会議に関する事。
- (3) 渉外及び交際に関する事。
- (4) 庁議に関する事。
- (5) 部及び課の庶務に関する事。

第3条に次のように加える。

広報係

- (1) 市政一般の普及及び啓発に関する事。
- (2) 広報業務の総合企画及び資料の収集に関する事。
- (3) しみんだよりその他広報刊行物の編集及び発行に関する事。
- (4) 広報板等の管理に関する事。
- (5) 庁内広報に関する事。
- (6) 褒賞及び表彰に関する事。

シティプロモーション係

- (1) 市ホームページの運用に関する事。
- (2) 記者発表及び報道機関その他出版社への資料提供に関する事。
- (3) 報道機関との連絡調整に関する事。
- (4) シティプロモーションに関する事。

第3条を第4条とする。

第5条まちづくり構想係の部分削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

(人事課の事務)

第6条 人事課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

組織開発係

- (1) 組織管理及び事務分掌に関する事。

- (2) 事務改善の企画、指導その他事務能率に関する  
こと（他課の主管に属するものを除く）。
- (3) 職員の定数及び定員に関すること。
- (4) 会計年度任用職員制度に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

## 人事係

- (1) 人事制度に関する企画、調査及び調整に関する  
こと。
- (2) 職員の配置に関すること。
- (3) 職員の任免、分限、試験、賞罰、服務その他勤  
務条件に関すること。
- (4) 職員団体に関すること。
- (5) 庶務事務システムに関すること。

## 人材育成係

- (1) 職員採用に関すること。
- (2) 人材の育成に関すること。
- (3) 職員の研修の実施及び自己啓発の支援に関する  
こと。
- (4) 人事評価制度に関すること。

## 給与係

- (1) 給与制度に関する企画、調査及び調整に関する  
こと。
- (2) 職員の給与その他の給付の決定及び裁定に関する  
こと。
- (3) 職員の給与その他の給付の支給に関すること。

## 福利厚生係

- (1) 職員の福利及び厚生に関すること。
- (2) 互助会及び市町村職員共済組合に関すること。
- (3) 職員の児童手当に関すること。
- (4) 職員の健康管理に関すること。
- (5) 職員の労働安全衛生に関すること。
- (6) 職員の公務災害補償等に関すること。
- (7) 職員の社会保険に関すること。

(情報政策課の事務)

第7条 情報政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

## 情報政策係

- (1) 情報化に係る施策の立案、総合調整に関するこ  
と。
- (2) ビッグデータ・オープンデータに関すること。
- (3) 情報セキュリティのマネジメントに関するこ  
と。
- (4) 地域情報化の推進に関すること。
- (5) 社会保障・税番号制度の総合調整、企画及び推  
進に関すること（他課の主管に属するものを除  
く）。
- (6) 情報システム最適化の推進に関すること。
- (7) デジタル・ガバメントの推進に向けた調査、立  
案、総合調整に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

## システム基盤推進係

- (1) 奈良県電子自治体推進協議会に関すること。
- (2) 行政情報化の推進に関すること。
- (3) ネットワークシステムの開発・運用管理に関す  
ること。
- (4) 行政情報通信基盤の構築・維持管理に関するこ  
と。
- (5) 情報資産の導入・維持管理に関すること。
- (6) 共通基盤システムの維持管理に関すること。

第3章第1節を同章第2節とし、同節の前に次の1節を加える。

## 第1節 危機管理監

(危機管理課の事務)

第3条 危機管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

## 市民安全係

- (1) 防犯及び安全なまちづくりに関すること。
- (2) 防犯対策関係機関及び団体との連絡調整に関す  
ること。
- (3) 自主防犯組織に関すること。
- (4) 防犯意識の啓発に関すること。
- (5) 交通安全施策の推進及び交通安全思想の普及に  
関すること。
- (6) 交通安全対策関係機関及び団体に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

## 災害対策係

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (3) 防災行政無線及びシステム通信に関すること。
- (4) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (5) 防災に関する調査、研究及び関係機関との連絡  
調整に関すること。
- (6) 国民保護計画に関すること。
- (7) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊  
急対処事態対策本部に関すること。
- (8) 自主防災組織に関すること。
- (9) 防災訓練及び防災意識の啓発に関すること。
- (10) 防災設備、備蓄物品等の管理に関すること。
- (11) その他緊急な災害等の対応に関すること。

第30条企画政策係の部分中第5号を第12号とし、第4号の次に次の7号を加える。

- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関  
する法律（平成18年法律第91号）第24条の2に基  
づく移動等円滑化促進方針及び同法第25条に基  
づく基本構想に関すること。
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関  
する法律に係る関連諸団体との連絡調整に関する  
こと。
- (7) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (8) 民生・児童委員に関すること。
- (9) 社会福祉協議会に関すること。
- (10) 災害救助に関すること。

(11) 権利擁護に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第30条地域福祉推進系の部分を削り、同条に次の1項を加える。

2 福祉政策課くらしと仕事支援室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業に関すること。

(2) 生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保給付金に関すること。

(3) 生活困窮者自立支援法に基づくネットワークの構築に関すること。

(4) その他生活困窮者自立支援法に基づく支援事業に関すること。

(5) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に係る施策に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第31条企画管理系の部分の第5号中「身体障害福祉資金」を「身体障害者福祉資金」に改め、同条自立支援給付係の部分に次の6号を加える。

(6) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指定に関すること。

(7) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関すること。

(8) 障害児通所支援事業者等の指定に関すること。

(9) 地域生活支援事業の事業者の指定に関すること。

(10) 障害福祉施設の整備に関すること。

(11) 事業者の業務管理体制に関すること。

第31条事業所系の部分を削る。

第32条第1項総務係の部分中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 生活保護法の規定に基づく被保護者就労支援事業に関すること。

(11) その他生活保護法に基づく就労支援事業に関すること。

第32条第4項を削る。

第34条の4施設整備系の部分の第5号中「介護予防支援事業者」を「指定介護予防支援事業者」に改め、同部分の第6号中「地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型介護予防サービス事業者」に改める。

第35条の2（見出しを含む。）中「こども園推進課」を「保育総務課」に改める。

第35条の3民間施設係の部分の第1号中「私立幼保連携型認定こども園」を「民間幼保連携型認定こども園」に改め、同部分の第6号を削り、同部分の第5号中「家庭的保育事業」を「並びに民間教育・保育施設、民間地域型保育事業及び私立幼稚園一時預かり事業」に改め、同号を同部分の第6号とし、同部分の第4号中「奈良市民間保育所設置等選考審査委員会」を「奈良市民間

保育所等選考審査委員会」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分の第3号中「私立幼保連携型認定こども園」を「民間幼保連携型認定こども園」に改め、同号を同部分の第4号とし、同部分中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の民間認定こども園の認定に関すること。

第35条の3民間施設係の部分の第10号中「教育・保育施設」を「民間教育・保育施設」に改め、同部分の第11号中「地域型保育事業」を「民間地域型保育事業」に改める。

第36条に次のように加える。

ひとり親家庭支援係

(1) 母子及び父子並びに寡婦に対する福祉資金の貸付に関すること。

(2) 母子家庭等の相談に関すること。

(3) 母子家庭等就業支援に関すること。

(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業に関すること。

(5) 母子家庭等就業・自立支援センター事業に関すること。

(6) 母子関係諸団体の指導育成及び連絡調整に関すること。

(7) その他母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。

第36条の2第1項ひとり親家庭支援係の部分削り、同項子育て係の部分に次の1号を加える。

(8) 課の庶務に関すること。

第36条の3を次のように改める。

（医療政策課の事務）

第36条の3 医療政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

医療政策係

(1) 地域医療施策に関すること。

(2) 地域医療に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 医療関係団体及び保健衛生の諸団体に関すること。

(4) 医療費等に係る調査及び分析に関すること。

(5) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。

(6) 健康危機管理に関すること。

(7) たばこ対策の推進に関すること。

(8) 健康づくり推進の企画調整に関すること。

(9) 部及び課の庶務に関すること。

病院事業係

(1) 病院事業の企画及び経営に関すること。

(2) 病院事業会計に関すること。

(3) 一時借入金その他資金計画及び地方債に関すること。

(4) 病院事業の資産管理に関すること。

- (5) 市立奈良病院運営市民会議に関する事。
- (6) 市立診療所及び応急診療所に関する事。
- (7) 市立看護専門学校に関する事。
- (8) 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の運営に係る医師会等関係団体との連絡調整に関する事。
- (9) 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の施設及び設備の整備に関する事。
- (10) 総合医療検査センターに関する事。

第3章第6節中第36条の3の次に次の2条を加える。  
(健康増進課の事務)

第36条の4 健康増進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

管理係

- (1) 各種検診等の事務処理に関する事。
- (2) 予防接種の企画、実施、普及啓発その他予防接種に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。

検診推進係

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康診査及び各種検診の企画、調整及び実施に関する事。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による肝炎ウイルス検査の実施に関する事。

成人保健係

- (1) 成人の健康教育及び健康相談に関する事。
- (2) 健康増進法による機能訓練及び訪問指導に関する事。
- (3) 成人の健康づくりの啓発に関する事。
- (4) 地域における健康づくりの推進及び人材育成に関する事。
- (5) 成人の栄養に関する事。
- (6) 成人の歯科保健に関する事。
- (7) 特定保健指導の企画、調整及び実施に関する事。
- (8) 特定保健指導の普及啓発に関する事。
- (9) その他成人保健及び特定保健指導に関する事。

(母子保健課の事務)

第36条の5 母子保健課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

母子総務係

- (1) 特定不妊治療費及び一般不妊治療費の助成に関する事。
- (2) 妊娠判定受診料及び妊婦健康診査費用の助成に関する事。
- (3) 保健センターに関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

母子健診係

- (1) 乳幼児健康診査及び健康相談の企画、調整及び

実施に関する事。

- (2) 母子保健推進会議に関する事。
- (3) 妊産婦、乳幼児及び未熟児訪問に関する事。
- (4) 母子の歯科保健に関する事。

母子保健係

- (1) 母子の健康教育及び健康相談に関する事。
- (2) 生涯を通じた女性の健康支援に関する事。
- (3) 母子健康手帳の作成及び交付に関する事。
- (4) 母子の栄養に関する事。
- (5) その他母子の健康支援に関する事。

第37条総務係の部分中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、同条一般廃棄物対策係の部分に次の1号を加える。

- (4) 一般廃棄物に係る野焼き指導に関する事。

第37条産業廃棄物対策係の部分に次のように加える。

- (8) 産業廃棄物に係る野焼き指導に関する事。

第39条総務係の部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 環境清美施設（事務厚生棟及び駐車場棟に限る。）の維持管理に関する事。

第42条の2環境政策係の部分に次の4号を加える。

- (11) 自転車利用の促進に関する事。
- (12) パーク・アンド・ライド及びサイクルライドに関する事。
- (13) 自転車駐車場の管理に関する事。
- (14) 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）に関する事。

第44条第2号中「奈良市歴史的風致維持向上計画」を「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づく奈良市歴史的風致維持向上計画」に改める。

第45条キャリア支援係の部分の第1号中「所管」を「主管」に改め、同条第3号中「関すること」の次に「(他課の主管に属するものを除く。)」を加える。

第46条ブランド推進係の部分中第9号を第17号とし、第8号の次に次の9号を加える。

- (9) 食育推進計画の啓発に関する事。
- (10) 農業基盤整備に関する事（工事に関連するものを除く。）。
- (11) 土地改良区に関する事（工事に関連するものを除く。）。
- (12) 土地改良事業に関する事（工事に関連するものを除く。）。
- (13) 農地総合開発事業に関する事（工事に関連するものを除く。）。
- (14) 多面的機能支払制度に関する事。
- (15) 中山間地域等直接支払制度に関する事。
- (16) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に伴う開発協議に関する事。

第46条農林経営係の部分に次のように加える。

(10) 林道に関すること。  
第46条耕地係の部分进行削る。  
第47条総務係の部分中第6号を第17号とし、第5号の次に次の11号を加える。

- (6) 奈良国際文化観光都市建設計画の調査及び策定に関すること。
- (7) 土地利用計画に係る都市計画決定に関すること。
- (8) 地区計画等の推進に関すること。
- (9) 都市計画法及び国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和52年法律第71号）に基づく手続に関すること。
- (10) 生産緑地地区の保全に関すること。
- (11) 奈良市まちづくり支援要綱に関すること。
- (12) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）に基づく振興拠点地域基本構想に関すること。
- (13) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務地区に関すること。
- (14) 都市計画法に基づく区域、地域、地区の明示及び証明に関すること。
- (15) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）及び採石法（昭和25年法律第291号）に関すること。
- (16) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第47条土地利用係の部分进行削り、同条都市施設係の部分中「都市施設係」を「都市基盤整備係」に改め、同部分に次の15号を加える。

- (8) 土地区画整理事業（近鉄西大寺駅南土地区画整理事業及びJR奈良駅南特定土地区画整理事業を除く。以下この条において同じ。）の調査及び計画策定等に関すること。
- (9) 土地区画整理事業の指導及び調整等に関すること。
- (10) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行認可に関すること。
- (11) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に関すること。
- (12) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）に基づく拠点整備促進区域に関すること。
- (13) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に基づく被災市街地復興推進地域内における建築物の建築等に関すること。
- (14) 土地区画整理事業に係る土地区画整理法第76条に基づく許可に関すること。
- (15) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市

街地整備事業（土地区画整理事業及び市街地再開発整備事業を除く。以下この条において同じ。）及びまちづくり交付金（以下この条において「土地区画整理事業等」という。）の補助申請に関すること。

- (16) 土地区画整理事業等の助成に関すること。
- (17) 市街地再開発事業に関すること。
- (18) 都市計画法に基づく市街地開発事業の測量・調査のための土地の試掘等の許可に関すること。
- (19) 都市計画法に基づく市街地開発事業予定区域内における建築等の許可に関すること。
- (20) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条に基づく許可に関すること。
- (21) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備組合に関すること。
- (22) 住宅市街地整備事業の調査、計画策定及び設計施行に関すること。

第47条まちづくり事業推進係の部分进行削り、同条に次のように加える。

景観係

- (1) なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）に基づく景観計画及び都市景観形成地区の運用、調査及び協議に関すること。
- (2) 景観まちづくりの推進に関すること。
- (3) 景観形成の支援施策に関すること。
- (4) 景観資源の活用に関すること。
- (5) 景観審議会に関すること（教育委員会の主管に属するものを除く。）。
- (6) 奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）に関すること。
- (7) 歴史的景観都市協議会等の関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 開発行為の調整に関すること。
- (9) 近畿地方都市美協議会等の関係団体との連絡調整に関すること。
- (10) 奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）に基づく屋外広告物に関すること。
- (11) 奈良市風致地区条例（平成24年奈良市条例第66号）に関すること。
- (12) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）に基づく許可及び届出並びに区域の明示及び証明に関すること。
- (13) 奈良県自然環境保全条例（昭和49年3月奈良県条例第32号）に基づく環境保全地区内における行為届出の副申に関すること。
- (14) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づく手続に関すること。
- (15) 古都保存連絡協議会等の関係団体との連絡調整に関すること。
- (16) 奈良市歴史的風致維持向上計画に関すること。

(17) なら歴史まちづくり推進協議会に関すること。

第47条の次に次の1条を加える。

(都市政策課の事務)

第47条の2 都市政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

まちづくり構想係

- (1) まちづくり包括協定に係る事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 都市・地域総合交通戦略の調査及び策定に関すること。
- (3) 交通政策に関すること。
- (4) 地域公共交通活性化・再生に関すること。
- (5) 生活交通サービスの導入に関すること。
- (6) 生活路線バスに関すること。
- (7) JR奈良線複線化促進協議会・関西本線複線電化事業等に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

まちづくり事業推進係

- (1) まちづくり包括協定に係る事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づく立地適正化計画の調査及び策定に関すること。
- (3) 鉄道高架化事業及び新駅事業並びに駅周辺施設の整備に係る連絡調整及び関連調査に関すること。

2 前項に規定するまちづくり構想係及びまちづくり事業推進係の主管に属するまちづくり包括協定に係る事業の企画及び調整に関する事務の範囲については、都市政策課長が指示するものとする。

第52条耐震改修促進係の部分中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同条審査係の部分の第8号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」に改め、同部分に次の3号を加える。

- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく建設工事の届出等の審査、工事計画の変更命令等に関すること。
- (13) 分別解体の実施に対する助言又は勧告に関すること。
- (14) 分別解体の適正実施のための立入検査に関すること。

第53条を次のように改める。

(住宅課の事務)

第53条 住宅課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

住宅総務係

- (1) 市営住宅ストック総合活用計画に関すること。
- (2) 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅(以下この条において「市営住宅等」という。)に

係る土地等の取得、用途廃止等に関すること。

- (3) 改良住宅等の譲渡処分に関すること。
- (4) 住宅課の所管に係る土地の境界明示に関すること。
- (5) 住宅課の所管に係る行政財産の使用許可に関すること。
- (6) 交付金申請の事務に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

住宅政策係

- (1) 総合的住宅施策に関すること。
- (2) 奈良市住生活基本計画に関すること。
- (3) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に関すること。
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に関すること。
- (5) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に係る連絡調整に関すること。
- (6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)に係る連絡調整に関すること。
- (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に係る施策の調整及び推進に関すること。
- (8) 住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化の推進に係る関係課等との連絡調整に関すること。

管理係

- (1) 市営住宅等及び共同施設の管理に関すること。
- (2) 市営住宅等の入居者の募集に関すること。
- (3) 市営住宅等の家賃、駐車場の使用料等(以下この条において「住宅使用料等」という。)の決定に関すること。
- (4) 住宅使用料等の徴収に関すること。
- (5) 住宅使用料等に係る未収債権の管理に関すること。
- (6) 住宅使用料等に係る滞納整理に関すること。
- (7) 住宅使用料等の滞納及び不正入居等に係る明渡し請求に関すること。

営繕係

- (1) 市営住宅等及び共同施設の営繕及び整備工事に関すること。
- (2) 公営住宅等長寿命化計画に関すること。

第54条に次のように加える。

地籍調査係

- (1) 地籍調査に関すること(他課の主管に属することを除く。)
- (2) 街区基準点管理業務に関すること。

第60条(見出しを含む。)中「河川課」を「河川耕地課」に改め、同条に次のように加える。

耕地係

- (1) 農業基盤整備に関すること(工事に関連するも

のに限る。)

- (2) 土地改良区に関する事(工事に関連するものに限る。)
- (3) 農地及び農業施設災害復旧に関する事。
- (4) 土地改良事業に関する事(工事に関連するものに限る。)
- (5) 治山に関する事。
- (6) 農地総合開発事業に関する事(工事に関連するものに限る。)

第10節の2を次のように改める。

第10節の2 削除

第62条から第64条まで 削除

第66条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「地域活動推進課」を「地域づくり推進課」に、「地区調整員(地区調整主幹及び地区調整主任をいう。)

を「地域づくりコーディネーター」に改め、同項を同条第4項とし、同項中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第67条第1項中「部長」を「危機管理監、部長」に改め、同条第3項を削り、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を削り、第8項を第6項とし、第9項を第7項とし、第10項を第8項とし、同条第11項中「地区調整主任」を「地域づくりコーディネーター」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第10項とする。

第68条第1項中「部長」を「危機管理監、部長」に改める。

第69条の表市民生活部の部を次のように改める。

市民部	生活環境課	火葬場 納骨堂 墓地
	地域づくり推進課	ボランティアセンター 地域ふれあい会館
	文化振興課	ならまちセンター 入江泰吉記念奈良市写真美術館 音声館 名勝大乘院庭園文化館 なら100年会館 杉岡華邨書道美術館 西部会館市民ホール 市美術館 北部会館市民文化ホール 入江泰吉旧居
	スポーツ振興課	体育施設(月ヶ瀬健民運動場、月ヶ瀬体育館、都祁体育館、都祁生涯スポーツセンターコート、都祁生涯スポーツセンター球技場、都祁生涯スポーツセンター多目的コート及び都祁生涯スポーツセンタークラブハウスを除く。) コミュニティスポーツ施設
	人権政策課	人権文化センター 共同浴場 自動車駐車場
	男女共同参画課	男女共同参画センター

第69条の表市民活動部の部を削り、同表子ども未来部の部こども園推進課の項中「こども園推進課」を「保育総務課」に改め、同表健康医療部の部医療事業課の項中「医療事業課」を「医療政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

母子保健課	保健センター
-------	--------

第69条の表健康医療部の部の次に次のように加える。

環境部	環境政策課	自転車駐車場
-----	-------	--------

第69条の表都市整備部の部公園緑地課の項の次に次のように加える。

住宅課	市営住宅
	改良住宅
	コミュニティ住宅

第70条第2項中「及び行政経営課長」を削る。

第71条第1項中「副市長」の次に「、危機管理監」を加える。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市

規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条の4第3項第8号中「及び地域振興施設」を「、地域振興施設、農林振興施設及び体育施設」に改める。

第2条の5第3項地域振興係の部分の第7号中「及び地域振興施設」を「、地域振興施設、農林振興施設及び体育施設」に改め、同項業務係の部分の第6号を削る。

第5条(見出しを含む。)中「地区調整主任」を「地域づくりコーディネーター」に改める。

第8条の表都祁行政センターの部地域振興課の項中

「都祁体育館」を	「都祁体育館	に改める。
	都祁生涯スポーツセンターコート	
	都祁生涯スポーツセンター球技場	
	都祁生涯スポーツセンター多目的コート	
	都祁生涯スポーツセンタークラブハウス」	

(奈良市保健所組織規則の一部改正)

## 第3条 奈良市保健所組織規則(平成14年奈良市規則第44

第3条中「医療政策課 医療政策係 医事業事係

保健・環境検査課 理化学検査係 微生物検査係 環境検査係 環境衛生係」

を「保健・環境検査課 理化学検査係 微生物検査係 環境検査係 環境衛生係」に、「生活衛生課」を「保健衛生課」に、「食品衛生係」を「食品衛生係 医事業事係」に、

「保健予防課 医療給付係 感染症係 予防接種係 精神保健難病係

健康増進課 管理係 検診推進係 母子健診係 母子保健係 成人保健係」

を「保健予防課 医療給付係 感染症係 精神保健難病係」に改める。

第4条を削り、第4条の2を第4条とする。

第5条(見出しを含む。)中「生活衛生課」を「保健衛生課」に改め、同条生活衛生係の部分の第18号中「課」を「保健所及び課」に改め、同条に次のように加える。

医事業事係

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科技工士の免許に関する事。
- (2) 診療所等の許可及び医療機関等の指導監督に関する事。
- (3) 死体解剖の保存の許可に関する事。
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の施術所等に関する事。
- (5) 歯科技工所、衛生検査所等に関する事。
- (6) 医薬品、医療機器等に関する事。
- (7) 毒物及び劇物取締に関する事。
- (8) 受胎調節実地指導員の申請に関する事。
- (9) 医療安全相談に関する事。
- (10) 献血の推進に関する事。
- (11) 骨髄バンクに関する事。
- (12) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。
- (13) 保健所等情報システムに関する事。
- (14) 保健所の企画調整に関する事。
- (15) 専門的栄養指導に関する事。
- (16) 特定給食施設の指導に関する事。
- (17) 国民健康・栄養調査に関する事。
- (18) 保健関係職員の研修に関する事。
- (19) 学生実習に関する事。
- (20) 保健師に関する事。
- (21) 保健所内他課の所管に属さないこと。

第6条医療給付係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条予防接種係の部分中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 長期療養児の保健指導に関する事。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

号)の一部を次のように改正する。

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(奈良市公報発行規則の一部改正)
- 2 奈良市公報発行規則(昭和43年奈良市規則第23号)の一部を次のように改正する。  
第4条中「企業総務課」を「経営企画課」に改める。  
(奈良市副市長事務分担規則の一部改正)
- 3 奈良市副市長事務分担規則(平成22年奈良市規則第82号)の一部を次のように改正する。  
第3条向井副市長の部分の第1号中「総務部」を「総合政策部」に改め、同部分の第2号中「市民生活部」を「市民部」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条西谷副市長の部分の第1号中「総合政策部」を「危機管理監」に改め、同部分の第2号中「財務部」を「総務部」に改め、同部分中第6条を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。  
(奈良市民サービスセンター規則の一部改正)
- 4 奈良市民サービスセンター規則(平成4年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「市民生活部」を「市民部」に改める。  
(奈良市表彰審査委員会規則の一部改正)
- 5 奈良市表彰審査委員会規則(昭和33年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。  
第9条中「広報戦略課」を「秘書広報課」に改める。  
(奈良市住居表示審議会規則の一部改正)
- 6 奈良市住居表示審議会規則(昭和40年奈良市規則第40号)の一部を次のように改正する。  
第8条中「地域活動推進課」を「市民課」に改める。  
(奈良市名誉市民審議委員会規則の一部改正)
- 7 奈良市名誉市民審議委員会規則(昭和43年奈良市規則第32号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「広報戦略課」を「秘書広報課」に改める。  
(奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)
- 8 奈良市青少年問題協議会条例施行規則(昭和40年奈良市規則第48号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「生涯学習課」を「地域教育課」に改める。  
(奈良市景観審議会規則の一部改正)
- 9 奈良市景観審議会規則(平成2年奈良市規則第22号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「景観課」を「都市計画課」に改める。  
(奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則の一部改正)

- 10 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則（平成21年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「協働推進課」を「地域づくり推進課」に改める。  
（奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則の一部改正）
- 11 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則（平成21年奈良市規則第70号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「協働推進課」を「地域づくり推進課」に改める。  
（奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正）
- 12 奈良市緑花推進会議設置規則（昭和48年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。  
第3条第3項第3号中「財務部長」を「市民部長」に改め、同項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、第15号を第12号とする。  
別表総務部の項中「総務課長」を「総務課長 契約課長 資産税課長」に改め、同表財務部の項を削り、同表市民生活部の項中「市民生活部」を「市民部」に、「住宅課長」を「地域づくり推進課長 文化振興課長 スポーツ振興課長 人権政策課長 男女共同参画課長」に改め、同表市民活動部の項を削り、同表子ども未来部の項中「こども園推進課長」を「保育総務課長」に改め、同表都市整備部の項中「景観課長」を「住宅課長」に改め、同表会計契約部の項を削り、同表教育委員会事務局の項中「生涯学習課長」を「地域教育課長」に改める。  
（奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部改正）
- 13 奈良市行財政改革推進本部設置規則（平成15年奈良市規則第62号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「行政経営課」を「財政課」に改める。  
（奈良市法令審査会規則の一部改正）
- 14 奈良市法令審査会規則（平成27年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4項中第3号を削り、第4号を第3号とする。  
（奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則の一部改正）
- 15 奈良市バリアフリー基本構想推進協議会規則（平成27年奈良市規則第23号）の一部を次のように改正する。  
第10条中「交通政策課」を「福祉政策課」に改める。  
（奈良市精神保健福祉連絡協議会規則の一部改正）
- 16 奈良市精神保健福祉連絡協議会規則（平成27年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項第11号中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。  
（奈良市難病対策地域協議会規則の一部改正）

- 17 奈良市難病対策地域協議会規則（平成27年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項第11号中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。  
（なら歴史まちづくり推進協議会規則の一部改正）
- 18 なら歴史まちづくり推進協議会規則（平成27年奈良市規則第40号）の一部を次のように改正する。  
第10条中「景観課」を「都市計画課」に改める。  
（奈良市資産経営推進会議設置規則の一部改正）
- 19 奈良市資産経営推進会議設置規則（平成28年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「財務部担当副市長」を「総務部担当副市長」に改める。  
別表中「財務部長 市民生活部長 市民活動部長」を「市民部長」に、「教育総務部長 学校教育部長」を「教育部長」に改める。  
（奈良市地域公共交通会議規則の一部改正）
- 20 奈良市地域公共交通会議規則（平成29年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。  
第9条中「交通政策課」を「都市政策課」に改める。  
（奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会規則の一部改正）
- 21 奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会規則（平成30年奈良市規則第4号）の一部を次のように改正する。  
第11条中「地域活動推進課」を「地域づくり推進課」に改める。  
（奈良市公印規則の一部改正）
- 22 奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。  
別表市印の項中「医療政策課」を「保健衛生課」に改め、同表母子健康手帳専用市長印の項中「健康増進課」を「母子保健課」に改め、同表住居表示専用市長印の項中「地域活動推進課」を「市民課」に改め、同表景観事務専用市長印の項中「景観課」を「都市計画課」に改め、同表ボランティアセンター事務専用市長印の項中「協働推進課」を「地域づくり推進課」に改め、同表保健所事務専用市長印の項中「医療政策課」を「保健衛生課」に改め、同表公民館事務専用市長印の項中「生涯学習課」を「地域教育課」に改め、同表市長認印の項中「医療事業課」を「医療政策課」に、「医療政策課」を「保健衛生課」に改める。  
（奈良市法令遵守の推進に関する規則の一部改正）
- 23 奈良市法令遵守の推進に関する規則（平成19年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。  
別表委員の項中「財務部長 市民生活部長 市民活動部長」を「市民部長」に、「建設部長 会計契約部長」を「建設部長」に、「教育総務部長」を「教育部長」に改める。  
（奈良市職員安全衛生規則の一部改正）
- 24 奈良市職員安全衛生規則（昭和55年奈良市規則第3

号)の一部を次のように改正する。

第20条の3中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)

25 奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第13の2の項中「、交通政策課、住宅課」を削り、「庁舎管理係」を「庁舎・公用車管理係(庁舎管理の業務に従事する場合に限る。)」に改める。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

26 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「監査委員事務局監査課長」を「監査委員事務局長」に改める。

第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第8条及び第9条第1項中「財務部長」を「総務部長」に改める。第10条中「財務部長」を「総合政策部長」に改める。

第11条から第13条まで、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条第2項ただし書、第18条第2項、第19条第1項から第3項まで、第21条第1項から第3項まで、第25条第1項及び第3項、第26条並びに第27条中「財務部長」を「総務部長」に改める。

別記第6号様式中「財務部長」を削る。

(奈良市公有財産規則の一部改正)

27 奈良市公有財産規則(昭和49年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条、第5条第1項、第7条、第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項、第43条第1項及び第47条から第49条まで並びに別記第10号様式(1)、第11号様式、第12号様式、第13号様式及び第14号様式の規定中「財務部長」を「総務部長」に改める。

(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

28 奈良市庁舎管理規則(昭和42年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「

記者室	広報戦略課長
市民相談室	

」を

「

記者室	秘書広報課長
玄関ホール会議室	総務課長

」に改める。

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

29 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「財務部長、財務部次長」を「総務部長、総務部次長」に改める。

(奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則の一部改正)

30 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則(平成25年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第34条第9項中「協働推進課」を「地域づくり推進

課」に改める。

(奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

31 奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成8年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第17条中「交通政策課」を「危機管理課」に改める。

(奈良市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

32 奈良市屋外広告物条例施行規則(平成14年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第12条の2及び第12条の3第2項中「景觀課」を「都市計画課」に改める。

(市長の同意を得て任免する企業局の職員に関する規則の一部改正)

33 市長の同意を得て任免する企業局の職員に関する規則(昭和28年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「課長」の次に「及び所長」を加え、本則第5号中「室長補佐」の次に「、所長補佐」を加える。

(地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部改正)

34 地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則(昭和41年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「課長」の次に「及び所長」を加え、本則第5号中「、室長補佐」を「、所長補佐、室長補佐」に改める。

(奈良市病院事業会計規則の一部改正)

35 奈良市病院事業会計規則(平成16年奈良市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「医療事業課長」を「医療政策課長」に改め、同条第4項中「医療事業課」を「医療政策課」に改める。

第54条第1項、第55条、第56条第2項、第57条及び第58条第1項中「財務部長」を「総務部長」に改める。  
(平成31年3月31日揭示済)

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第29号

奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防局の組織に関する規則(昭和58年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「室、課」を「課、係」に改め、同条第1項を次のように改める。

局に次の課、係、センター及び隊を置く。

総務課 総務管理係 人事企画係 財務管理係

防災センター

消防課 消防防災係 装備施設係

指揮救助隊

指揮支援隊

予防課 予防査察係 危険物規制係 設備指導係

救急課 救急管理係 救急指導係

指令課

第3条から第6条までを次のように改める。

(総務課の事務)

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

総務管理係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の収発及び保存整理に関する事。
- (3) 消防長会に関する事。
- (4) 消防団に関する事。
- (5) 他の課の主管に属しない事。
- (6) 課の庶務に関する事。

人事企画係

- (1) 局の総合企画及び基本施策に関する事。
- (2) 消防関係条例、規則、規程等の審査及び制定改廃手続に関する事。
- (3) 消防統計に関する事。
- (4) 業務改善及び事務能率の増進に関する事。
- (5) 消防音楽隊に関する事。
- (6) 消防広報に関する事。
- (7) 市民の要望及び相談の処理に係る事務の統轄に関する事。
- (8) 職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件に関する事。
- (9) 職員の配置及び勤務に関する事。
- (10) 職員の給与、その他の給付の規定、裁定及び支給に関する事。
- (11) 表彰に関する事。
- (12) 研修及び研修計画に関する事。
- (13) 職員の公務災害補償に関する事。
- (14) 公務による交通事故の処理及び賠償に関する事(消防課の主管に属するものを除く。)
- (15) 職員の健康及び安全衛生管理に関する事。
- (16) 職員の服務規律等に関する事。
- (17) 消防職員委員会に関する事。

財務管理係

- (1) 職員の福利厚生に関する事。
- (2) 庁中管理の統轄に関する事。
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算事務の総括に関する事。
- (4) 職員の給貸与品に関する事。

2 防災センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 防災センターに関する事。
- (2) センターの庶務に関する事。

(消防課の事務)

第4条 消防課においては、次の事務をつかさどる。

消防防災係

- (1) 災害の警備に関する事。
- (2) 災害対策の連絡及び調整に関する事。
- (3) 非常警防体制及び特別警戒体制の実施に関する事。
- (4) 消防相互応援協定に関する事。
- (5) 地域防災計画及び水防計画に関する事。
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に係る同意に関する事。
- (7) 消防水利の開発及び保全に関する事。
- (8) 水防資器材の整備保全に関する事。
- (9) 防災総合訓練等に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

装備施設係

- (1) 消防車両等の配置計画に関する事。
- (2) 消防機械器具の整備及び整備技術の指導に関する事。
- (3) 特殊な消防機械器具の操作技術の指導に関する事。
- (4) 消防車両等の燃料に関する事。
- (5) 消防車両等の登録及び検査等に関する事。
- (6) 車両管理の総括に関する事。
- (7) 公務による交通事故の物損処理に関する事。

2 指揮救助隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 救助対策及び救助活動に関する事。
- (2) 救助隊の教育訓練及び救助技術に関する事。
- (3) 救助機械器具の整備保全及び操作技術の指導に関する事。
- (4) 救助統計に関する事。
- (5) 救助の警備計画に関する事。
- (6) 指揮支援隊に関する事。
- (7) 緊急消防援助隊に関する事。
- (8) 国際消防救助隊に関する事。
- (9) 隊の庶務に関する事。

3 指揮支援隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 災害現場の指揮支援に関する事。
- (2) 災害現場の安全管理及び現場指揮体制の調査研究に関する事。
- (3) 災害現場の情報収集及び現場広報に関する事。
- (4) 災害の警戒及び防除に関する事。
- (5) 消防活動技術の研究に関する事。
- (6) 火災防御検討会に関する事。
- (7) 警防計画及び訓練に関する事。

(予防課の事務)

第5条 予防課においては、次の事務をつかさどる。

予防査察係

- (1) 火災予防施策の計画立案に関する事。
- (2) 火災予防の対策及び広報に関する事。
- (3) 防火管理者資格講習及び指導に関する事。
- (4) 火災原因及び損害の調査に関する事。
- (5) 火災警報の発令に関する事。

- (6) 予防統計に関すること。
- (7) 女性防災クラブに関すること。
- (8) 住宅防火に関すること。
- (9) 住宅用火災警報器の普及促進に関すること。
- (10) 予防査察の計画、実施及び指導に関すること。
- (11) 防火対象物の違反処理に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

危険物規制係

- (1) 危険物の許可、認可及び規制に関すること。
- (2) 指定可燃物その他特殊な物質の防火に関すること。
- (3) 危険物取扱者等及び危険物施設の管理者の指導に関すること。
- (4) 液化石油ガスその他の高圧ガスの防火指導に関すること。
- (5) 危険物の災害予防対策及び調査研究に関すること。

設備指導係

- (1) 建築物の確認、許可及び認可の同意に関すること。
- (2) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (3) 建築物の防火に関すること。
- (4) 防火対象物の使用届出等に関すること。
- (5) 防災規制の指導に関すること。

(救急課の事務)

第6条 救急課においては、次の事務をつかさどる。

救急管理係

- (1) 救急業務の基本計画に関すること。
- (2) 救急隊の運用に関すること。
- (3) 救急情報の収集及び救急統計に関すること。
- (4) 救急医療関係機関等との連絡及び調整に関すること。
- (5) 救急隊員の感染防止対策及び健康管理に関すること。
- (6) 救急資機材の配置及び開発に関すること。
- (7) 救急業務の需要に係る対策に関すること。
- (8) 救急ワークステーション設置準備に関すること。
- (9) ドクターカー運用に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

救急指導係

- (1) 救急救命士及び救急隊の教育訓練に関すること。
- (2) 救急医療及び救急技術の調査研究に関すること。
- (3) 応急手当の普及啓発活動に関すること。
- (4) 患者搬送事業に関すること。
- (5) メディカルコントロール体制（医療機関等との連携により救急業務の質的向上を図る体制をいう。）に関すること。
- (6) 救急業務の高度化推進に関すること。

第8条第2項中「副局長及び消防危機統制監」を「次長」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、同条第12項中「副局長、消防危機統制監、室長」を「次長」に改め、同項

を同条第11項とし、同条中第13項を第12項とする。

第9条第2項中「副局長」を「次長」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「、次長及び」を削り、同項を同条第3項とし、同条中第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項から第14項までを2項ずつ繰り上げる。

第10条中「副局長」を「次長」に改める。

第11条中「室又は」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(奈良市消防職員委員会規則の一部改正)

2 奈良市消防職員委員会規則（平成8年奈良市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「副局長及び消防危機統制監」を「次長」に改める。

(奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正)

3 奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則（昭和44年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表消防監の項中「副局長、消防危機統制監、室長」を「次長」に改め、同表消防司令の項中「並びに」を「並びに消防副署長、」に改める。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第30号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第9条中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条の2中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員等に勤務すること」を「再任用短時間勤務職員等に時間外勤務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第9条の2の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定

める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間において市長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。

第16条の3第2項中「よる部分休業」の次に「又は子育て

て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「及び子育て部分休暇」を加える。

第16条の3の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第16条の4 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業、別表第2第11号に規定する特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、特別休暇及び介護時間の時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第19条の見出し中「及び介護時間」を「介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第1項中「又は介護時間」を「介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は第15条の2第1項」を「第15条の2第1項又は第15条の3第1項」に改める。

第21条の見出し中「及び介護時間」を「介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第1項中「又は介護時間」を「介護時間又は子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第19条の子育て部分休暇の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、延滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

(2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

第22条第2項及び第3項中「又は介護時間」を「介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第9条の2の2第1項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市情報化推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第31号

奈良市情報化推進に関する規則の一部を改正する規則  
奈良市情報化推進に関する規則(平成22年奈良市規則第85号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市情報化推進計画」を「情報化に関する計画」に改める。

第3条第2項中「総務部担当副市長」を「市長が指名する者」に改める。

第5条第3項中「CIO」を「情報政策担当副市長」に改め、同条第4項中「CIO補佐官」を「CIO」に改める。

第6条第1項中「委員長」を「CIO」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第32号

奈良市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の退職管理に関する規則（平成28年奈良市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「理事」の次に「、CIO」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第33号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

職務の級	標準的な職務の内容
4級	1 小隊長及び副小隊長の職務 2 指揮支援副隊長の職務
5級	1 所長補佐の職務 2 室長補佐の職務 3 場長補佐の職務 4 市民サービスセンター所長の職務 5 東寺林連絡所長の職務 6 人権文化センター所長の職務 7 西部出張所課長の職務 8 行政センター課長の職務 9 こども園副園長、保育園副園長及び幼稚園副園長の職務 10 児童館長の職務 11 保健センター所長の職務 12 衛生浄化センター所長の職務 13 奈良阪処地管理事務所長の職務 14 消費生活センター長の職務 15 土木管理センター所長の職務 16 消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務 17 指揮支援隊長の職務 18 史料保存館長の職務 19 西部図書館長及び北部図書館長の職務 20 学校給食センター所長の職務 21 選挙管理委員会事務局次長の職務 22 農業委員会事務局次長の職務
6級	1 所長の職務 2 東部出張所長及び北部出張所長の職務 3 くらしと仕事支援室長の職務 4 こども園長、保育園長及び幼稚園長の職務 5 子ども家庭相談室長の職務 6 児童相談所設置準備室長の職務 7 環境清美工場長の職務 8 消防署長の職務 9 消防副署長の職務 10 文化財防災官の職務 11 防災センター所長の職務 12 指揮救助隊長の職務 13 中央図書館長の職務 14 学校事務長の職務 15 農業委員会事務局長の職務
7級	1 相当の経験を有する所長の職務 2 相当の経験を有する東部出張所長及び北部出張所長の職務 3 相当の経験を有する環境清美工場長の職務

	4 相当の経験を有する消防署長の職務 5 相当の経験を有する文化財防災官の職務 6 相当の経験を有する中央図書館長の職務 7 相当の経験を有する学校事務長の職務 8 選挙管理委員会事務局長の職務 9 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務 10 部長及び理事並びに部次長及び参事の職務
8級	1 東部振興監 2 保健所長の職務 3 会計管理者の職務 4 消防局の副局長、消防危機統制監及び室長の職務 5 教育センター所長の職務 6 監査委員事務局長の職務 7 議会事務局次長の職務 8 部長及び理事の職務
9級	1 統括官の職務 2 法令遵守監察監の職務 3 危機管理監の職務 4 消防長の職務 5 議会事務局長の職務

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年3月31日揭示済)